

平成30年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成30年9月6日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 決算審査特別委員会設置
 - 第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 第 6 常任委員会議案付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
 - 追加日程 議案第15号、直接審議（先議）
 - 日程第 2 決算審査特別委員会設置
 - 日程第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 日程第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 日程第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 日程第 6 常任委員会議案付託
-

出席議員（20名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
5 番	高 橋 秀 典	6 番	米 本 弥一郎
7 番	有 田 恵 子	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保
13 番	島 田 和 雄	14 番	平 野 忠 作
15 番	伊 藤 房 代	16 番	向 後 悦 世

17番 景山岩三郎

19番 佐久間茂樹

18番 木内欽市

20番 高橋利彦

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬正彦
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	伊藤義隆
行政改革推進課長	小倉直志	総務課長	飯島茂
企画政策課長	阿曾博通	財政課長	伊藤憲治
税務課長	石毛春夫	市民生活課長	宮負賢治
環境課長	井上保巳	保険年金課長	遠藤茂樹
健康管理課長	木内喜久子	社会福祉課長	角田和夫
子育て支援課長	小橋静枝	高齢者福祉課長	浪川恭房
商工観光課長	小林敦巳	農水産課長	宮内敏之
建設課長	加瀬喜弘	都市整備課長	鶴之沢隆
下水道課長	高野和彦	会計管理者	松本尚美
消防長	川口和昭	水道課長	加瀬宏之
庶務課長	栗田茂	学校教育課長	佐瀬史恵
生涯学習課長	高安一範	体育振興課長	花澤義広
監査委員 事務局長	伊藤義一	農業委員会 事務局長	赤谷浩巳

事務局職員出席者

事務局長	大矢淳	事務局次長	池田勝紀
------	-----	-------	------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（島田和雄） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第 1 議案質疑

○議長（島田和雄） 日程第 1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第 1 号から議案第15号までの15議案を順次議題といたします。

議案第 1 号について、質疑に入ります。

ここで、執行部に申し上げます。

議案第 1 号の質疑の通告によりますと、質問項目が多岐にわたっておりますので、質問項目の順番どおりに答弁をしてください。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

片桐文夫議員。

○1 番（片桐文夫） おはようございます。

それでは、議案第 1 号、平成29年度旭市一般会計決算の認定について質問いたします。

まず、34ページ、14款 2 項 3 目 1 節の農業費県補助金についてでございます。

予算現額20億8,899万5,000円であるのに対し、収入済額が10億8,237万6,999円であり、予算と収入済額の差が約10億円もあります。事業によっては今年度に繰り越した事業もあるかと思いますが、10億円もの差がありますので、その理由をお尋ねいたします。

次に、201ページ、農業振興費の産地パワーアップ事業補助金についてでございます。

決算額 2 億4,127万5,000円で国の補助金とありますが、またこの先機械設備が壊れた場合、同じ補助金が使えるのか、また、あるのかをお尋ねいたします。

議案第 1 号につきましては、以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、34ページの農業費県補助金につきまして回答を申し上げます。

予算と決算での差が10億円あるとのことで、その理由でございますが、事業の繰り越しに伴い財源を翌年度に繰り越したものの、事業量の減により補助金も減額になったものが主な理由でございますが、まず、事業の繰り越しに関する主な補助金でございますが、35ページですか、備考欄14にあります畜産競争力強化対策整備事業費補助金でございます。こちらが8億6,453万1,000円の減となりました。

次に、事業量の減による主な補助金でございますが、こちらは備考欄7の「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金ほか5事業でございます。金額が1億3,321万1,000円の減となったものでございます。

次に、（2）の201ページ、産地パワーアップ事業補助金につきまして、同じような補助事業を使えるのか、または何かあるのかというようなご質問でございますので、そちらについてご回答を申し上げます。

産地パワーアップ事業をはじめとして、国庫補助事業の場合、既存の機械等、代替として同種、同能力のものを再度導入するというような更新と言われるような事業の場合は、事業の対象とならないケースが結構多くあります。

ただし、国庫補助事業や県補助事業において、事業の実施に当たってその当時のメニューで採択要件等合うようなものがあれば、再度補助事業として申請を行いまして実施することが可能かと思われます。現にそういった事業で更新を行っている施設もJAのほうで一つあるかなというふうに伺っております。

まず、事業費が高額となりますので、市単独とかそういったもので想定されないので、我々のほうといたしましては農林水産省のほうで設けております事業のほうの活用を推進しているところでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 最初に、農業費県補助金についてでございますが、畜産競争力強化対策整備事業補助金8億4,000万円強ですか、弱ですか、減額になったということなんですけれども、その要因をちょっと教えていただければと思います。

それと、パワーアップ事業補助金についてでございますが、これも確かに国の制度がこの

先どういふものがあるか分からないのはごもっともだと思います。しかしながら、本市の基幹産業は農業でありますので、この施設からは、固定資産税も本市に高額な納税があると思われまふ。その中で、国・県ということではなく、市として何か検討すべきだと考えまふが、いかがでしう。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員の再質疑に対し、答弁を求めまふ。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、畜産競争力強化対策整備事業の主な内容、要因といいまふか、そういったものにつきましては、うまい千葉の豚肉生産協議会が行っています畜舎の整備等の内容で、畜舎整備に当たりまして、すのこという部材がありまして、そちらのほうが生産量に対しまして需要量が大きく超えている関係で、納品が遅れているというふうなことで、施設の整備のほうが遅れてしまったというふうなものが主な原因でございまふ。

それと、あと産地パワーアップ事業のほうの事業、市のほうの事業としてはどうかというふうなお話でございまふが、その点につきましては、また国の事業と県の事業以外に市の補助というものをどうかということでありまふので、そういった対象になる事業があるかどうか、そういったものの状況によりまして、また市のほうでも検討していきたいなというふうな考えております。

現時点では、まだどうなるかというのは全く見えない時点でございまふので、基幹産業の農業を振興する上では、我々農水産課を担当する者としては、そういったものも検討していきたいなというふうには考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員の質疑を終わります。

続いて、林晴道議員。

○4番（林 晴道） まず初めに、本日未明、北海道で大規模な地震が起きました。また、一昨日は四国から関西地域にかけて大型の台風、そのことによって多くの方が被災をされております。心よりお見舞いを申し上げますとともに、日本人の心といいますか、地域のきずなで皆さんで乗り越えていただきたいと、そのように思っておる次第でございまふ。

また、市長におかれましては、震災列島の日本でございまふ。いつ本市においても震災の被害があるか分かりません。備えをしっかりといただきたいと、そのように執行の皆さんにも申し上げたいと、そのように思う次第でございまふ。

それでは、議案第1号の平成29年度旭市一般会計決算の認定について、まず決算書の17ページ、1款1項にございまふ市税の不納欠損について質問をいたします。この人数及び欠

損額の理由として、具体的な内容を伺います。

同じく、2項の固定資産税の不納欠損について質問をいたします。件数及び人数と欠損額の理由を伺いたいと思います。

次に、37ページ、15款にございます財産収入の収入未済額が226万3,132円となっておりますが、徴収対策とその内容について具体的に伺いたいと思います。

次に、47ページ、20款1項市債の状況について質問をいたします。補足説明では、収入済額23億60万円が前年度比1億8,830万円、これは7.6%の減とのことでありましたが、その具体的な理由を伺います。

次に、129ページ、備考欄の6、老人クラブ活動推進事業について質問をいたします。この中に、すこやかシニアクラブ旭組織強化対策事業補助金がございますけれども、対象クラブの数及び会員数の状況とその内容と効果について伺います。

次に、219ページ、備考欄19にあります旭市観光物産協会補助金について質問をします。この補助金額1,160万円の具体的な内容について伺います。

同じく、備考欄13にあります観光プロモーション支援業務委託料について質問をいたします。業務委託料921万5,640円の具体的な内容と効果について伺います。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 議案第1号、林晴道議員の決算についてのうち、17ページの市民税の不納欠損額についてと、あと固定資産税の不納欠損額についての件数及び理由についてということでお答えさせていただきます。

まず、17ページの市民税の欠損額7,055万5,461円に対して、個人市民税が人数で700人、あと下の法人市民税、これが人数で18名おります。欠損額の理由といたしましては、個人市民税については生活困窮、無財産、居所不明という形が多くなっております。法人市民税につきましては、会社の経営悪化、あるいは倒産等によるものでございます。

続きまして、固定資産税の不納欠損額につきましては273名で、欠損額が9,408万2,027円となっております。これにつきまして、主な理由といたしまして相続放棄、会社経営の悪化等が原因となっています。

以上です。

○議長（島田和雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） それでは、私のほうからは37ページの財産収入の収入未済額についてお答えいたします。

まず、収入未済の内容ですけれども、こちらの未済額につきましては226万3,132円ということですが、普通財産の土地貸付料がございます。それと、市営住宅及び雇用促進住宅の駐車場使用料の未済額の合計でございます。

内訳といたしましては、普通財産の土地貸付料の未済額が208万532円、市営住宅及び雇用促進住宅の駐車場使用料の未済額が18万2,600円となっております。

併せまして、徴収対策のほうがどうなっているのかというご質問でございます。

徴収対策といたしましては、督促状や催告書の送付、夜間を含めての戸別訪問等を実施しております。その上、滞納者の資産や生活状況等の財産調査を行い、法的措置等も視野に入れ、未納額の縮小に努めているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、47ページの市債について、前年度と比較して減額となっている理由についてお答えをいたします。

全体の減額の中で、増となっているもの、減となっているもの、両方ございますけれども、三つに分けて申し上げます。

まず、合併特例債でございますけれども、合併特例債につきましては、前年度と比べて増になっております。増の額としては4億6,000万円ほど増になっております。9本ほど29年度の決算ではございました。

一方、減額となっているものとしまして、二つありまして、その一つが臨時財政対策債でございます。臨時財政対策債については、前年度比で4億円の減でございます。

もう一つのくくりとしまして、そのほか緊急防災事業等がございますけれども、そのくくりとしましてマイナス2億4,860万円と、こういった原因でございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） それでは、私のほうからは（5）P129、老人クラブ活動促進事業について回答いたします。

すこやかシニアクラブ旭組織強化対策事業補助金は、平成29年度新設された補助金です。新設老人クラブ、1クラブについて10万円を5クラブに、新規会員1人当たり2,000円の支

給が185人分を各単位クラブに支給しました。また会員勧誘パンフレットの作成費として11万円で、合わせて98万円の支出となっております。

効果は、新設クラブ5、新規会員が185人となっております。補助金によって新規設立のクラブの促進や新規加入につながっていると考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから219ページの観光物産協会の補助金について、この内容についてご説明いたします。

観光物産協会への補助金は1,160万円でございます。旭市観光物産協会は、平成27年5月にオール旭市で観光、物産の振興に取り組むために結成された組織であります。財源の内訳としましては、市からの補助金に加え、会員からの会費で活動しております。

物産協会の主な活動内容としましては、市の観光PRのための観光ポスターの作成、広告の制作、情報誌等への掲載、それから配布、それと県内の主要な観光イベントへのPRとしての参加、それから自主的な事業としましては鍋まつり等、市の特産品を生かした食のイベントの開催、そのほかにYOU・遊フェスティバルや七夕市民まつりなど、市を代表するイベントへの開催の支援を行っているところでございます。

続きまして、219ページの観光プロモーション支援業務委託料の内容についてご説明いたします。

観光プロモーション支援業務委託料921万5,640円は、昨年度アニメ映画化されました「打ち上げ花火、下から見るか？横から見るか？」の原作地である旭市を広くこの映画に絡めてPRするために、プロモーション業務の企画、運営にかかわる業務を業者に委託したものでございます。

業務の内容としましては、映画のロケ地案内のARアプリの製作、また映画のロケ地をバスツアーでめぐるモニターバスツアーの開催、観光マップの作成、配信、スマートフォン専用旅行アプリへの特集記事の掲載、これらをプレスリリース配信、以上でございます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、順次再質問を行います。

まず、市民税の不納欠損額についてですが、地方交付税が減額される中で、一般財源をしっかりと確保しなければなりません。市税は貴重な自主財源であるにもかかわらず、7,055万5,460円も不納欠損としております。税の公平、平等の観点から見て、滞納者に対し

てどのような徴収対策を行い、このような不納欠損としたのか伺います。

次に、2項の固定資産税の不納欠損額についてですが、9,408万2,027円といった欠損額となっております。実態調査の具体的な内容とその所有者の住所地状況を伺いたいと思います。

次に、財産収入の収入未済額についてですが、実態調査の具体的な内容と、最終的には法的措置をとらざるを得ないということで、そのような形に残念ながらもかなというふうにと思いますが、その点、どのようなことでどのような実績がこれまであるのかを詳しく伺いたいと思います。

次に、市債の状況の中の臨時財政対策債ですが、国で定めた限度額であるのに、なぜ借入れを限度額までしないのか、その理由を伺います。

次に、老人クラブ活動推進事業についてですが、老人クラブ活動等の社会活動推進事業補助金についてですが、この具体的な内容について伺います。また、ここにあるすこやかシニアクラブと老人クラブとで名称が違いますが、どのような使い分けをしているのか教えてください。

次に、旭市観光物産協会補助金についてですが、先ほどは事業の内容について伺いました。その具体的な業務とその効果について伺います。

それから最後に、観光プロモーションの支援業務委託料についてであります。先ほど答弁漏れがありますので、この部分を伺いたいんですが、PRの効果についてを詳しくお尋ねしておりますので、説明願います。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 林晴道議員の再質問に対してお答えいたします。

まず、市税の滞納状況について、徴収状況はどうかということなんですけれども、徴収状況につきましては、各ごとに滞納整理という形で預金調査、あるいは電話催告等により実施しておりまして、各班ごとに地域を持ちながら確実にいき、そういった方について面談等を行いまして、生活状況の改善、アドバイスとかいろいろやりまして、それで調査し、担税力のない方については執行停止という形で行い、欠損という形で、3年したら欠損という、そういう調査を、滞納処分をしてございます。

また、市県民税あるいは固定資産税についても同様な形で滞納処分調査を行いまして、執行停止をかけて、随時不納欠損という形になっております。

あと、続きまして、固定資産税についての住所地等につきましては、個人についてはいろいろな形で相続等が発生して、他県、他市にわたっておりますので、こういった状況というのはちょっと今のところ把握してございませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（島田和雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） それでは、財産収入の収入未済額について再質問ということで、実態調査の内容及び法的措置の具体的な内容ということでお答えいたします。

実態調査の内容ということですが、実際には、土地の貸付料の未納者でいきますと11名いらっしゃいます。11名のうち、先ほど申し上げましたように戸別訪問等を行っているんですけども、行った上で夜間等も行っても会えない。それで明かりもついていないというような形で、11名のうち数名は居住の実態がないというようなこともございます。

そういった意味も含めまして法的措置のほうなんですけれども、実際今年度になりまして、全く会えない、あるいは督促等をして全く連絡がないという方に対しまして、法的措置に移らせていただくことになりますということで、文書等を発送いたしました。

そうしましたら、結果としまして11名のうち4名の方が分納を始めてくださいました。それと、全て納付をしていただいた方が1名ございます。それと、納付の約束を取りつけられた方が1名、合計6名の方に法的措置に至らないまでで結果がある程度出ているということになります。

残り5名の方には、生活の実態もなさそうですし、それに連絡も全くとれないという状況がありますので、その辺のところをこれから調査して、法的措置に持っていくような形になるのかなと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 市債の中で、臨時財政対策債を発行可能額まで借りなかった理由についてお答えをいたします。

発行可能額につきましては、29年度は9億5,452万6,000円という額が国から示されたところでございまして、予算額とほぼ同じぐらいの額となっていたところでございますが、借りる額を決めるに当たりまして、29年度の決算見込みを立てまして、その状況を勘案して、可能な範囲で発行額を抑制したものでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 私のほうから、老人クラブについて回答いたします。

老人クラブ活動等社会活動促進事業についてですけれども、これについては単位クラブの補助金としてお配りしているもので、1クラブ当たり4万6,000円を58クラブに、1人当たり、1会員当たり150円を1,840人に支給させていただきました。これと併せて市老連の事業補助金として96万2,400円を支給しております。

それで、名称についてなんですけれども、すこやかシニアクラブ旭については、これは愛称としてこの名前を使っております、正式な名称が老人クラブといった形になっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、再質問についてお答えいたします。

まず、観光物産協会の事業の内容ということでよろしいでしょうか。観光物産協会のほうでは、PR事業としまして観光ポスター——市の観光ポスター、夏の観光ポスターでございます。を作成しまして、これをJR、首都圏のJR駅120駅、それから千葉県内のJRの駅52駅にこの観光ポスターを配布してございます。

また、あさひ冬の鍋まつりとして、平成29年12月から30年2月まで鍋まつりを実施しまして、13店舗の参加をいただきまして、利用者が5,519名いたということでございます。

それから、旭市の豚肉をおいしく食べられるお店を紹介するという事で、ザポークマップを制作しまして、こちらのほうには15業者が入っておりますが、こちらを市内のほうへ広く配布してPRを図ったところでございます。

このほかPRとしましては、成田市の成田空港で行っております「AIRPORT MARKET 空市」のほうに参加しまして、市の観光PRをしているところでございます。

このほかに、袋公園の桜まつりの事務局の支援、それからサツキ展の支援、それから先ほど言いましたが、いいおかYOU・遊フェスティバル、それから七夕市民まつりの運営支援を行っております。

効果としましては、先ほど鍋まつりのほうでは5,519名の方がいらっしゃいましたが、各イベント等の支援等ありまして、市の観光の振興に役立っているものと考えているところでございます。

続きまして、観光プロモーション支援の効果ということでよろしいでしょうか。

まず、その中で、先ほどの事業の中で、ロケ地をめぐるバスツアーを開催いたしました。このロケ地をめぐるバスツアーのほうでは、今年に入ってからですが、2月、それから3月の2回、ロケ地めぐりのバスツアーを開催いたしました。この中で、2月は29名、それから3月は48名の方々が参加いただきました。

この中で、各映画のロケ地をめぐりまして市の観光PRを図ったところでございますが、その後に実施をしましたアンケートの中でも、ぜひ市のほうへまた訪れたいと半数以上の方のアンケートをいただいております。

あと、すみません。ARアプリ等の接続数等のほうについては、ちょっと今資料がございませんので、後ほどご紹介したいと思いますが、相当数の接続があったと聞いております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、再度質問をいたしますが、市民税の不納欠損額についてですが、滞納者に対して滞納期限後というか納付期限後ですか。どのような時間、どのようなタイムスケジュールで財産調査等を行い、その後差し押さえなどを行う行程になるのかを伺いたいと思います。

次に、固定資産税の不納欠損額についてですが、滞納繰り越し分においては収入済額5,817万6,889円、それに対しまして、欠損額が9,057万6,376円となっております。ほかの欠損額は収入額より少ないのに対して、これ欠損額非常に多いということなんですが、その具体的な理由を伺いたいと思います。

次に、財産収入の、先ほど実態調査から法的措置というところで、法的措置の案内を出したら結構解決につながっていったということでありましたが、分かるようでしたら、近年の法的措置を実施した実績等が分かれば、直近3か年でも構いませんので、お知らせいただきたいと、そのように思います。

それから、老人クラブ、これ正式名称であって、すこやかシニアクラブというのは愛称なんでしょうか。我々がどちらで呼んだほうが正しいのか、その辺のところをちょっとご教授いただけたらありがたく思います。

また、最後になりますが、観光プロモーションの支援業務委託事業、これ1,000万円近い予算、決算が出ておりますけれども、なかなか事業実績ですか。その辺の説明は頂戴しておるんですが、再三再四申し訳ない。伺いたいのは、PR等を行った効果を担当課として、肌感覚でも構いませんので、どういうものなのかというのを伺いたいとそのように思いま

す。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） ただいまの林晴道議員の再々質問に対して答弁申し上げます。

まず、市県民税についてのタイムスケジュールということなんですけれども、納期限、これ法定納期限、あるいは各納期ごとに各税目ごとに納期が違ってございます。それにつきまして、20日を経過したものについては督促状という形で発布している。これは各納期ごとについて全部行っております。

まず、この督促状を発布しない限り、滞納整理、処分の執行はできないということは、まず大前提でございます。それによりまして、まず督促状によりまして、大半の方が納付していただくことにはなっております。

それでもまだ、なおかつ何かの諸事情で納付できない方については、今度は催告という形で、税目を全部まとめた形で催告を発布してございます。この催告については、年6回から8回ほど催告、それはやる年度によってちょっと回数が違ってございます。

それで催告に際しまして、まだちょっと納付がない方については、電話催告等も実施、さらにしてございまして、今度呼び出し、差し押さえ予告という形で、各滞納者には予告通知を差し上げてございます。その予告通知の前には、預金調査をしますとか、そういう形で預金調査あるいは給与調査、そういうのも実施してございます。

なお、そういう形でやってもまだちょっと滞った方については、給与調査等、あるいは預金調査等につきまして差し押さえを執行すると、そういうタイムスケジュールの流れになっております。

また、あと国民健康保険税の収入額5,800万円につきまして、不納欠損が9,500万円、ちょっと多いじゃないかというお話をいただきましたけれども、すみません、固定資産税です。固定資産税につきましては、もともと現年が払えない方がこの滞納繰り越しで、調定額といたしまして4億2,000万円ほどあります。

そのうち、収入が5,800万円、約20%弱ぐらいの収納ということになろうかと思っておりますけれども、そういった形で、取れない方から財産調査、差し押さえして徴収した金額がこの金額ということになっております。

以上でございます。

あと、すみません。先ほど1番目で質問した市民税の人数なんですけれども、700とお答

えしましたけれども、法人分を加えて718で訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） それでは、再々質問に対してお答えいたします。

まず最初に、先ほど私5名の方が居住の実態が見られないと申し上げてしまったんですが、5名のうち、内訳は申し上げませんが、居住の実態があるのに連絡がとれないという方もございます。訂正させていただきます。

それと、直近3か年程度での法的な措置の実態はどうなっているかというご質問でございました。それに対しましては、土地を貸し付けしてその土地にその方の住居が建っているという状況ですので、借地借家法等の絡みもありまして、かなり法的な処分というのは慎重に、あるいは困難な部分というのもございます。

それで、土地貸し付けに関しましての法的処分というのは、これまでほぼ行われてきておりません。先ほど、一番最初、内訳で申し上げました市営住宅等の駐車場に関しましてですが、今年度、市営住宅等の部屋そのものの明け渡し請求ということが、これは私どもの所管外なんですけれども、それを裁判所に申し立てまして、それが認められまして、実際に明け渡しを執行したという例が今年度1件ございます。

したがって、それは部屋そのものが明け渡しされましたので、土地貸付料としてカウントしております駐車場の使用料につきましても、明け渡しをしていただいて、使用契約は破棄され、それで残った滞納分を請求しているというような状況がございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 私のほうからは、老人クラブの名称についてお答えいたします。

どちらで呼んだほうがいいかということなんですけれども、加入パンフレットを作っておるんですけれども、加入パンフレットでも、すこやかシニアクラブ旭を前面に出して作成しております。ということで、私的にも、すこやかシニアクラブ旭で呼んでもらったほうがいいのかなと。これについては、老人クラブの役員さん方もそのような話を会合で話ししていたのを記憶にあります。

あと、これからすこやかシニアクラブ旭に入ってもらう方、若手の老人の方なんですけれども、そういう方に対しても抵抗感が少ないのかなというふうに、ちょっと私自身も同年齢として考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、再質問についてお答えいたします。

まず、先ほどのARアプリの接続数につきまして、これは今年に入りましてですが、2月1日から3月18日までの実績報告のほうで報告いただきました。この中で、4,266回ページを見られたということでございます。

それと、効果でございますが、この映画の舞台がYOU・遊フェスティバルでございました。このYOU・遊フェスティバルが昨年の数字ですと14万6,000人という数字でございます。平成28年に比べまして3,000名ほど人数が伸びております。これも映画の効果によるものかと思えます。

それと、舞台になりましたもう一つの灯台でございますが、この刑部岬展望館のほうの入込み数が平成29年度は31万8,300人、28年が30万2,400人、1万5,800人ほどの増加がございました。これも映画による効果が大きいものかと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第1号、平成29年度旭市一般会計決算の認定についての質問をいたします。

まず、29ページ、保健衛生費国庫補助金についてであります。予算額に対して収入額が非常に少ない理由についてお尋ねします。

次に、47ページ、臨時財政対策債についてであります。これは林晴道議員の質問で、私の聞こうと思ったことが答弁されておりますが、次の質問ができないので、改めてこれは質問します。この臨時財政対策債ですか。予算9億5,000万円に対して収入済額が5億円、そういう中で、平成29年度の臨時財政対策債の発行可能額は幾らなのか。また、発行可能額に対し、限度額を借り入れしたのか。先ほどの答弁、また再度お願いしたいと思います。

次に、55ページ、14節自動車借上料について95万2,560円ですか。これは具体的な内容について、57ページ、弁護士等委託料について、具体的な内容についてお尋ねします。

61ページ、庁舎改修工事について、これは319万6,800円ですか。具体的な内容についてお尋ねします。

65ページ、職員研修費について、29年度の研修の内容、回数、参加職員数についてお尋ね

します。

73ページ、生涯活躍のまち事業化支援業務委託料についてであります。この生涯活躍のまちですか。この三つの事業タイプがあります。そういう中で、匠瑳市では先駆け、先駆的なタイプの事業となっていますが、本市ではどの事業のタイプなのか、また具体的な内容についてお尋ねします。また、その事業タイプごとの交付金はどのようになっているのか、お尋ねします。

85ページ、市民まちづくり活動支援事業補助金についてであります。この具体的な内容、それから補助金の目的及び件数についてお尋ねします。

93ページ、青色申告会補助金について、具体的な内容とその効果についてお尋ねします。

117ページ、被保護者就労支援事業について、具体的な内容についてお尋ねします。

同じく117ページの飯岡福祉センターについてであります。改修工事の具体的な内容とセンターの具体的な事業内容についてお尋ねします。

119ページ、臨時福祉給付金について、具体的な内容及び対象者数並びに給付者数についてお尋ねします。

137ページ、子ども医療扶助費についてであります。この具体的な内容及び対象者数、該当者数についてお尋ねします。

同じく137ページ、出産等祝金についてであります。この具体的な内容、それから件数及び昨年度と比較して増加している要因についてお尋ねします。

153ページ、生活保護扶助費について、28年度と比較すると5,000万円ほど増加しているが、増えた理由について。

171ページ、特定不妊治療費助成金について、具体的な助成の内容についてお尋ねします。

195ページ、新規就農総合支援事業補助金について、具体的な内容と28年度と比較して260万円ほど増えている理由について。

215ページ、補償金について、この具体的な内容について。

227ページ、地籍調査事務費について、この具体的な内容及び現在の地籍調査の状況についてお尋ねします。

231ページ、道路舗装改修工事について、この件数及び地域ごとの件数並びに延長についてお尋ねします。

同じ231ページ、道路新設改良事業について、改良、排水、舗装の件数及び地域ごとの件数についてお尋ねします。

243ページ、旭スポーツの森公園整備事業について、具体的な内容についてお尋ねします。

253ページ、返還金について、具体的な内容についてお尋ねします。

321ページ、キャンプ場改修工事について、具体的な内容についてお尋ねします。

325ページ、機械器具費について、この具体的な内容についてお尋ねします。

これで1回目の質問は終わります。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、29ページ、循環型社会形成推進交付金が予算に対して収入額が少ないという理由についてお答え申し上げます。

この補助金は、市の合併処理浄化槽設置促進事業に対する国の交付金でございます。平成25年から29年までの5か年計画事業として承認され実施していたものでございます。国及び県の補助率はそれぞれ事業費の3分の1となります。計画総事業費は6,919万円で、国の交付限度額は2,306万3,000円の計画でございました。

平成29年度当初予算額は618万3,000円で、国からは4月に568万7,000円の内示がございました。しかし平成29年度は5か年計画の最終年度でありますので、過去にいただいた交付額合計をしまして、交付限度額を超えないよう調整するということでもございました。過去4年間の国からの交付額が2,273万4,000円ございまして、このうち536万4,000円が事業の実績よりも多く交付されていたため、多い分を29年度に調整するということになりました。

平成29年度の事業費、支出のほうは1,720万6,000円の実績がございまして、国からいただける本来の3分の1の交付額が569万3,000円でもございました。ここから、先ほど申し上げました多くいただいている余剰金536万4,000円を引いた結果、32万9,000円、これが29年度、国からの交付金となった次第でございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 47ページの臨時財政対策債についてお答えいたします。

先ほどの林晴道議員のご質問に対する答弁と重複いたしますが、平成29年度の臨時財政対策債の発行可能額は9億5,452万6,000円でございます。これに対して実際に借り入れた額は5億円で、発行可能額までは借り入れておりません。

以上です。

○議長（島田和雄） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから55ページ、自動車借上料についてお答えいたします。

これにつきましては、市長車のリース料でございまして、リース契約の期間は平成29年2月1日から平成34年1月31日までの5年間で、リース料は月額7万9,380円です。

契約に当たりましては、事後審査方式制限付一般競争入札を行い、千葉トヨタ自動車株式会社と契約しております。

以上です。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私から4番目、57ページ、弁護士等委託料、決算額105万8,400円の具体的な内容ということで答弁をさせていただきます。

まず、市における事務処理、紛争、事件等に関する法律的問題を明らかにするため、弁護士と委託契約を締結し、いわゆる顧問弁護士料として、1か月当たり4万3,200円で、年額51万8,400円を支出しております。

それから、29年度は本年1月に市を被告とする公文書の不開示決定に関する取り消し請求事件が千葉地方裁判所に提起されたことから、顧問弁護士に訴訟代理人として事件を委任したものでありまして、着手金として54万円を支出したところでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） それでは、61ページ、庁舎改修工事について、工事内容は具体的にはとのお尋ねでございました。

この庁舎改修工事の内容につきましては、海上支所の電源関係、高圧引き込み設備の改修工事を行ったものです。具体的には、6キロボルトの高圧ケーブル及び高圧負荷開閉器の交換を行ったところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、6番目、65ページの職員研修について、29年度の研修内容、回数、参加職員数をということで答弁をさせていただきます。

まず、29年度は、委託による研修は5件ございます。

まず1点目、人事考課基礎研修、回数は7回、7日間、参加人数は延べ275人、2点目、新規採用職員コーチング研修、回数1日、参加人数は11名、それから3点目、ハラスメント

研修、回数１日、参加職員数は103名、４点目、ワークライフバランス研修、回数１日、参加職員数87名、５点目、行政コミュニケーション研修、回数は１日、参加職員数25名。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうからは73ページ、生涯活躍のまち事業化支援業務委託料についてお答えいたします。

まず最初に、具体的な内容ということでございました。昨年度、委託しました内容といたしましては、都市住民マーケティング調査として都市住民の意向把握、ウェブアンケート、意見交換会の実施、ワークショップを開催しております。

そのほか、導入機能、事業内容の詳細検討として、参画可能性のある事業者に対する具体的なニーズ、条件の把握、さらには事業推進組織の検討として公募方法の検討、準備支援等を委託しております。

先ほど、匝瑳市の例を出しまして事業型という。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） うちのほうは、まちなか型という形とエリア型という形で、交付金については匝瑳市のほうと差は……

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） それは、うちのほうも同じで。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） それについて、ちょっと資料を用意させてください。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 暫時休憩します。

休憩 午前１０時５８分

再開 午前１０時５９分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の質疑は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、先ほどの事業タイプということで、三つの事業タイプのうちどれかということでしたが、旭市の事業タイプは横展開型ということで認定を受けております。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） じゃ、答弁お願いします、再度。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 先駆型については4億円、横展開と隘路型については1億円ということ。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） ハードについては……

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） ハードとして、原則的には2分の1以内ということになっております。

○議長（島田和雄） 市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 私からは、85ページの備考欄3、市民まちづくり活動支援事業の19節市民まちづくり活動支援事業補助金についてご説明いたします。

市民まちづくり活動支援事業は、市と市民団体がそれぞれ責任を持って行動する協働によるまちづくりを推進するため、自主的で創意あふれる事業として、市民の福祉向上や公益上の必要性のある事業を行う市民団体に対して補助金を交付するものです。

この補助制度は、スタート支援とステップアップ支援の二つがあり、スタート支援は団体の自立を支援するもので、設立から2年以内の団体が事業開始に必要とする費用などに対し

て、10分の9以内で10万円を限度として補助するものです。ステップアップ支援は、新たなまちづくり事業やこれまでの事業を拡大する場合など、必要な経費に対して10分の8以内で30万円を限度として補助するものです。

補助回数は、スタート支援とステップアップ支援を合わせて最大で5回ですが、5回目の補助率は10分の5以内となります。上限は30万円です。

補助件数につきましては、平成29年度はステップアップ支援のみで10団体です。

以上です。

○議長（島田和雄） 税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 税務課からは、93ページの青色申告会の補助金について、具体的な内容と効果ということで、申し上げさせていただきます。

青色申告会の補助金につきましては、市内各4地区会に22万8,000円を交付してございます。

内容ですが、公平で合理的な税制の確立並びに事業経営及び社会の健全な発展に資するために、会が行う記帳、決算等税務に係る相談及び指導、研修や説明会など、青色申告会の推進対策などに関する事業を運営する支援として補助を行っているものでございます。

次に、効果ということでございますけれども、会の事業が活発になり青色申告が普及することにより、適正な申告及び納期限内納付が促進され、ひいては収納率向上につながるということで見込まれるものでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 私のほうからは、(10)から(12)の3点について回答いたします。

初めに、(10) P117、被保護者就労支援事業についてに回答いたします。

決算書の117ページの備考欄の7、被保護者就労支援事業200万円でございますけれども、この事業は平成27年度より生活保護法に基づく必須事業であり、事業費の4分の3が国からの負担金によるものです。

内容といたしましては、生活保護受給者のうち就労阻害要因が少なく、就労していない方等を対象として、就労支援員が就労に関する必要な支援を行うものです。

(11) P117の飯岡福祉センター運営事業について回答いたします。

飯岡福祉センターは、旭市社会福祉協議会が指定管理者となっております。また、修理の

ほうなんですけれども、昨年度、真空式温水ヒーターの更新工事で644万7,600円、浴室の改修工事で313万2,000円、給水ポンプユニット交換工事で129万6,000円で、合計1,087万5,600円の改修工事を行っております。センターの事業内容としましては、施設全体の管理と入浴施設とふれあい広間の管理運営であります。

(12) 臨時福祉給付金給付事業について回答いたします。

この臨時福祉給付金は、国の平成28年度第2次補正予算で計上されたもので、経済対策分と呼ばれる給付金です。消費税率引き上げの影響を緩和するため、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して、1人当たり1万5,000円を支給いたしました。

旭市では、支給に対する準備を平成28年度に行い、平成29年4月3日から受付を開始いたしました。支給対象者数は1万1,909人、申請受付は9,811人、支給決定者数が9,793人、不支給決定者は18人で、支給率は82%でありました。

以上です。

○議長（島田和雄） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、子育て支援課からは（13）、137ページ、子ども医療扶助費について、そして（14）、同じく137ページ、出産等祝金についての質問にお答えいたします。

まず、子ども医療費扶助費についてです。

本事業は、子どもの医療に要する費用を負担する保護者に、当該費用の全部または一部を助成することにより、子どもの保健の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るものです。

具体的には、平成29年度はゼロ歳から中学3年生までのお子さんの保険診療分に係る入院、通院、調剤等の医療費を助成し、保護者の市民税所得割の課税区分に応じて無料または300円の自己負担をいただいております。

助成方法は、基本的には申請に基づいて交付した旭市子ども医療費助成受給券を医療機関窓口でご提示いただき、当該負担区分に応じた自己負担金のみをその場で精算していただく現物給付にて実施しております。

また、資格更新は毎年8月1日を基準に実施しておりますところですが、平成29年8月1日現在の交付対象者は7,996人、これに対し受給券の交付者数は7,933人で、交付率は99.2%となっております。

なお、未申請者に対しては、たびたび文書にて申請を促しております。

続きまして、出産等祝金についてお答えいたします。

近年、急激な少子化が進む中、出産等を奨励、祝福し祝金を支給することで、子どもの健やかな成長を願うことを目的としております。また、支給対象者は、1年以上前から旭市に継続して住民登録を有し、かつ現に居住している方で、第2子以降を出産した際に支給対象となります。

支給金額は、第2子は10万円、第3子以降が20万円で、出産の日から1年以内に市長に申請し、住民登録や市税等に滞納がないなどの要件を満たしていれば支給されます。また、旧制度の経過措置といたしまして、出産祝金の支給を受けた方で、第3子以降のお子様が小学校入学の際に、5万円の入学祝金を支給しております。

平成29年度の支給件数は、第2子が173件、第3子以降が72件、入学祝金が78件でございました。前年度と比較いたしますと、第2子が36件の増加、第3子以降が5件減少、入学祝金が18件増加しております。

本制度は、平成28年4月から第2子を出産を助成対象に加え、毎月申請月の翌月に支給しております。したがって、初年度の28年度は、第2子の支給につきましては実質11か月分の内容となっております。このようなことから、29年度について支給件数が増加している状況でございます。

子育て支援課からは、以上でございます。

○議長（島田和雄） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 私のほうからは、（15）P153、生活保護扶助費について回答いたします。

平成29年度の生活扶助費は6億5,135万6,188円であります。平成28年度は7億496万9,827円で、差し引き5,361万3,639円の減となっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 健康管理課長。

○健康管理課長（木内喜久子） 私からは、（16）P171、特定不妊治療費助成金についての具体的な内容についてお答えいたします。

特定不妊治療費助成金は、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる特定不妊治療、体外受精、顕微授精に要する費用の一部を助成するもので、旭市では平成26年度から始めました。

助成額は、特定不妊治療に要した費用から千葉県特定不妊治療費助成額を引いた額の2分の1となります。限度額につきましては、1年度当たり10万円を限度としております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、農水産課から（17）、195ページの新規就農総合支援事業補助金についてお答えいたします。

1点目、具体的な内容につきましてであります。国の農業次世代人材投資事業で、次世代を担う農業者を目指す方の経営確立を支援するため、人・農地プランに位置づけられ、原則として45歳未満で独立、自営就農する認定新規農業者に対しまして、国が市を通じて年間150万円を最長5年間交付する事業となっております。本市では、29年度は6件の交付を行いました。

2点目の、平成28年度と比較し、平成29年度が262万5,000円増加した理由についてでございますが、平成28年度と29年度の交付者数は、交付対象者、同じ6件でございますが、平成28年度の交付対象者に年度途中で終了する方が2件、交付開始するものが1件でありましたので、年度内満額の支給ということがありませんでしたので、比較しまして262万5,000円が少なくなったというようなことでございます。

以上であります。

○議長（島田和雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから（18）、215ページの補償金について、具体的な内容ということでお答えいたします。

まず、この補償金でございますが、こちらは旭市中小企業融資条例に基づきまして融資したものににつきまして、業績不振等により返済不能になった場合、取り扱い金融機関は千葉県信用保証協会に対しまして代位弁済の請求を行います。この代位弁済の請求がありましたら、千葉県信用保証協会はこれを審査の上、認めた場合は取り扱い金融機関に対して代位弁済を実行いたします。

この代位弁済をした額に基づきまして、一定の額を市として損失補償ということで補償したものでございます。本件は1件で、64万1,800円でございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、建設課から3点、（19）の地籍調査事務費から（21）までの道路新設改良事業について3点を説明したいと思います。

最初に、（19）のP227、地籍調査事務費についてお答えします。

初めに、具体的な内容と、次に現在の状況を順序立てて説明したいと思います。

具体的な内容につきましては、最初に13節の委託料58万320円についてですが、これは地籍調査データ修正業務委託料で20万880円、それと電算機保守委託料30万7,440円の2業務でございます。

地籍調査データの修正業務委託料は、地籍情報管理システムにより管理しております登記済み地籍簿データ、旧干潟町地域なんですけれども、これが14.64平方キロです。これの1年間分の所有者や地籍図の変更などの修正を行ったものでございます。

次に、電算機保守委託料につきましては、地籍情報管理システムの保守業務でございます。

次に、14節の使用料及び賃借料の70万560円については、地籍情報管理システムの賃借料でございます。

次に、現在の状況はという質問です。

地籍調査の現在の状況につきましては、干潟地域及び鎌数地区3地区のうち1地区について登記まで完了し、残る3地区が調査済み地区で未登記となっている鎌数地区の2地区です。これは、平成29年12月に県へ調査内容の認証請求を提出しているところでありまして、今年度中に認証を受け、その後法務局が登記を行う予定となっております。

すみません。訂正がございます。先ほど地籍調査データ修正業務委託料、13節の委託料が58万と申し上げました。これは訂正します。失礼しました。50万8,320円です。訂正しておわび申し上げます。

以上が地籍調査の事務費の内容でございます。

次に、P231の道路新設改良事業についてお答えします。

件数と地域ごとと延長ということです。

それでは、内容についてお答えしたいと思います。舗装や道路構造物の補修等を行う道路維持補修工事が58件、台風等により被災した道路のり面等の復旧を行う道路等の災害復旧工事が22件で、合計で80件でございます。工事の総延長は4,126.8メートルです。

次に、地域別の内訳としましては、旭地域が28件で1,108.3メートル、海上地域が13件で492.6メートル、飯岡地域が22件で372.9メートル、干潟地域が17件で2,153メートルです。

次に、(21)のP231、同じページです。

道路新設改良工事についてお答えします。

これも道路改良工事と道路排水整備工事、新設工事の内訳、地域ごとということですので、お答えしたいと思います。

内訳としましては、道路の拡幅等を行う道路改良工事が地区ごとで、旭市が5地区ございます。海上地域が1地域です。

次に、道路排水工事です。これが旭地域が6地区、海上地区が6件、飯岡が2件、干潟が4件、それと道路舗装が旭地区が4件でございます。トータルの合計では、全部で28件ということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（島田和雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 私からは、（22）、243ページの旭スポーツの森公園整備事業の具体的内容についてお答えします。

この事業は、公園内の芝生広場外周の園路が供用開始後20年以上経過し、一部舗装が劣化するなどして利用に当たり危険もあったことから、舗装部分の打ち替えを行ったものであります。

工事実施箇所については、健康増進等を目的にウォーキングやランニングで利用する方が多いことから2か年で工事を計画しており、平成29年度は、園路全体の延長約600メートルのうち約半分の360メートル、面積でいいますと1,725平方メートルを施工いたしました。工事費は1,598万4,000円です。

残りの区間については、本年度に発注し7月に工事が完了しております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 消防長。

○消防長（川口和昭） 私からは、253ページ、返還金についてご回答させていただきます。

ちば消防共同指令センター運用開始に伴いまして、平成22年度から平成24年度にかけて実施しました消防救急無線のデジタル化に伴う共同整備の工事について、千葉県市町村振興協会から助成を受けて事業を実施しました。

当該工事に係る入札で談合が行われたとして、市町村負担金の一部が損害賠償金相当額として旭市を含む共同処理団体であります各市町村へ返還されました。ちなみに、旭市への返還額は2,184万6,300円であります。これらのことにより、千葉県市町村振興協会から各市町村へ、返還金のうち当該工事に係る助成金相当額を返還するよう依頼がありましたので、旭市の助成金相当額1,022万9,795円を返還したものであります。

以上です。

○議長（島田和雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） それでは、私のほうから（24）、321ページ、キャンプ場改修工事について、具体的な内容についてご説明申し上げます。

管理棟及び実習棟の屋根、外壁、ウッドデッキの塗り替え、これを主たる工事といたしまして、その他工事として管理棟と実習棟の間のひさしの撤去、管理棟ウッドデッキの床材の一部交換、エアコンの室外機を覆うフェンスの撤去を実施いたしました。

○議長（島田和雄） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、（25）、325ページの機械器具費について具体的な内容をお答えいたします。

決算額の359万6,400円の内訳は、東京オリンピック事前キャンプ地誘致を進めるため、卓球台8台の購入費212万7,600円と既存の卓球台8台の天板交換費で146万8,800円になります。

卓球台8台の購入につきましては、東京オリンピックで使用される天板の色のもので、パラリンピックの車椅子でも対応可能な卓球台を購入いたしました。

また、卓球台天板の交換につきましては、老朽した天板を交換するもので、こちらもオリンピック対応のものにいたしました。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問します。

まず、29ページの保健衛生費国庫補助金についてであります。これは5か年の事業という中でこういうことになったということですが、本来であれば、補正して減額すべきであったのではないかと思います。なぜ減額しなかったのか。

それから、次の47ページ、臨時財政対策債であります。結局予算編成の中で、借りなくてもいいからということで借りないということのお話でありましたが、今までのここの説明、答弁では、臨時財政対策債は交付税に算入されるから借りなくちゃ損だと。また、臨時財政対策債については、2回入って出が1回だから得だとかいう、ここの答弁であったんですよ。

そういうものをなぜ借りなかったのか。そんな中で、じゃ、この臨時財政対策債を借りなかったら、その借りない分はどういうふうになるのか。交付税で算入されるのか、それとも損してしまうのか、その辺お尋ねします。

それから、55ページの自動車借上料、これは市長車ということでございますが、議長車となぜ金額が違うのかお尋ねをします。

それから、57ページ、弁護士等委託料についてであります。これは弁護士の顧問料と、

それから着手金だということでございますが、今弁護士はどこの弁護士に委託しているのか。それから、この着手金50万円、これはえらい高い金額だと思うんですが、その辺をお尋ねします。着手金で50万円かかったら、また今度は成功報酬取られるわけですよね。ですから、その辺をお尋ねします。

それから、職員研修でございますが、いろいろやったようでございますが、29年度は前年度と比べると400万円ほど減っているわけなんです。この減らした理由と、それから減らした研修内容ですか。これについてお尋ねします。

それから、73ページ、生涯活躍のまち事業化支援業務委託料についてであります。いずれにしても、これは市長の肝いりでやっていると思うんですよ。そんな中で、やはり市が計画を作っているときに何が何だか分からない計画じゃなく、やっぱり実態に即した計画を作ってもらいたいと思うんです。そういう中でどういうふうに考えているのか。

それから、85ページですか。市民まちづくり活動支援事業補助金でございますが、市と市民団体が一緒になった中でまちづくりをしていこうということでございますが、どういうまちづくりを目指しているのか、その辺をお尋ねします。それから、そんな中で、この成果ですか。成果についてお尋ねします。

それから、93ページ、青色申告会補助金についてでございますが、この補助金は、行革の削減の対象となっていないのか。なっていないとしたら、その理由についてお尋ねします。

それから、117ページですか。被保護者就労支援事業ですか。これ28年度と比較しますと半額なんです。減った理由についてお尋ねします。

それから、117ページ、飯岡福祉センター、これは風呂が主体だと思うんですが、その中で、地域ごとの利用者数ですか。それをお尋ねします。

それから、119ページ、臨時福祉給付金でございますが、支給者が82%ということで、かなり低いんですが、未支給者ですか。この方々に対してどのような対応をとったのか。要は広報不足だと思うんですよ。そんな中で、全員に支給できるシステムを考えるべきでないのか。それをどのようにしたのかお尋ねします。

次に、137ページ、子ども医療扶助費ですか。これは全部、一部ということでございますが、その中で、補助対象の決算額と支給件数と、それから市単独部分の決算額と支給件数についてお尋ねします。

次に、153ページの生活保護扶助費ですか。私、先ほど1回目の質問では増加しているということで質問しましたが、私の間違いで減っています。そんな中で、どの部分が減ったの

か具体的にお尋ねします。

それから、171ページですか。特定不妊治療費助成金、10万円を限度ということでございますが、これはどのぐらいかかるのか。いろいろ対象者によっても違うでしょうけれども、最高どのぐらいかかるのか。そして、旭市でこの制度を利用した結果についてどういうふう
に把握しているのか、旭市で、対象者の。

それから、195ページですか。新規就農総合支援事業補助金、この増えた理由は分かりました。その中で、29年度は6件ということでございますが、毎年このぐらいの新規就農者であった場合、旭市の農業、どういうふうになっていくのかお尋ねします。

それから、215ページ、補償金についてでございますが、先ほどの答弁で、中小企業への融資ですか。この関係で倒産した人がいたからということでございましたが、私、保証協会に加盟していれば、全額それは保証協会が補填すると思ったんですよ。そんな中で、じゃ、この一般の普通の保証協会であれば、全額補償するんじゃないですかね。

それから、じゃこの中小企業の融資の関係でございますが、今、事業ごとの各限度額、事業ごとのね。それから旭市としての市内業者への貸し付け限度額、どのぐらいあるのかお尋ねします。

それから、地籍調査事務費でございますが、これは先ほど干潟地区の関係ということでございましたが、干潟地区は既にもう10年以上前に全部告知終わらして、土地の面積も確定しているわけなんですよ。それに何で今も経費を使うのかお尋ねします。これ全て終わっていれば、この経費必要ないと思うんですよ。それをお尋ねします。

それから、231ページの道路舗装改修工事ですか。先ほど、件数、延長を聞きましたが、これは地区からの要望に対しての達成率はどのぐらいになっているのかお尋ねします。

それから、231ページ、道路新設改良事業について、これも同じく地区からの要望に対しての達成率をお尋ねします。

それから、243ページ、旭スポーツの森公園整備事業、600メートルほどやるということで、半分やったということでございますが、じゃ、この年間の利用者はどのぐらいになっているのか。昔、だいぶ少ないという話を聞いていましたので、それをお尋ねします。

それから、321ページ、キャンプ場改修工事についてでございますが、この市内、市外
の人数と利用形態ですか。これをお尋ねします。

それから、325ページ、機械器具費についてであります。これは卓球台の購入等ということ
でございますが、その中で、オリンピックの事前キャンプ地云々の中で、かなり予算を

使っているわけなんです、じゃ、オリンピックの事前キャンプですか。その現在の予測ですか。それをお尋ねします。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（島田和雄） 議案の質疑は途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時 0分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、再質問にお答えいたします。

決算書29ページ、保健衛生費国庫補助金のうち、循環型社会形成推進交付金の額をなぜ減額補正しなかったかということに対してお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、当事業、29年度は5か年計画の最終年度でありまして、交付金額調整のため、予算額の歳入が減額となるであろうことは見えておりました。一方、県との協議におきまして、国の予算との兼ね合いもあるが、事業実績があれば交付金の増額は可能であるということでございました。

29年度は、例年より事業申請申し込みの進捗が早く、また、事業実績も多くなることが見込めたため、より多い交付金をいただける可能性もあったため、国の交付金額が最終決定するまで歳入の減額補正は行わないこととしたものでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） では、47ページの臨時財政対策債に対する再質問にお答えをいたします。

臨時財政対策債につきましては、借りなかった分も含めて発行可能額の全額を発行したと仮定して、その償還額が後年度に交付税算入されます。したがって、借りなくても損するということはありません。

以上です。

○議長（島田和雄） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから55ページ、自動車借上料についてお答えいたします。市長車と議長車のリース料が違うのはなぜかということでございますけれども、市長車と議長車につきましては、同じ条件で2台合わせて入札を行っておりまして、その結果月額15万8,760円でした。この2分の1、7万9,380円が月額で、その12か月95万2,560円、これは市長車も議長車も同じでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうからの回答2件続くことになります。

まず、1点目、（4）番の57ページの弁護士等委託料につきまして、先ほどのご質問で弁護士は誰かということと、着手金について高いのではないかとといったご質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、事件を委任した弁護士は、千葉市中央区に事務所を置きます古宮明弁護士でございます。弁護士費用につきましては、本来紛争の経済的価格を基準とするのが原則でございますが、本件の場合は行政訴訟でございますので、経済的価格が算定できませんので、本市における過去の事例を参考に、着手金を54万円として締結させていただいたところでございます。

続いて（6）65ページの職員研修につきまして、29年度決算額が前年比で400万円ほど減っているよと、その理由についてとその内容というご質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、主な理由といたしましては、行政評価を活用した意識改革研修を29年度は業者委託しておりませんでしたので、28年度にありました委託料340万円ほどが減額となっているところでございます。

これにつきましては、行政評価を活用した意識改革研修は、平成24年度から5か年間にわたって実施してきておりますので、職員がそのノウハウを習得できたということで、職員が講師となって内部研修に切り換えたことによるものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうからは、ページ73ページの生涯活躍のまち

事業化支援業務委託料についての再質問にお答えいたします。

生涯活躍のまち形成については、まだ成功事例が少ないこと、関心のある移住希望者などの情報が必要になることなどから、合理的かつ効率的な事業効果を見込むため、多種多様な情報収集能力やノウハウを持つ業者に委託しているものであります。

この委託料につきましては、構想の実現に向けての支援業務としておりまして、計画策定業務委託ではございませんので、現在、これから民間事業者の計画を募集しようという段階でございますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 私からは、85ページの市民まちづくり活動支援事業補助金について、市はどういうまちづくりを目指しているのか、また成果についてというご質問にお答えいたします。

まず、市内の各地域には、各地域ごとの課題や行政だけでは解決できないものがあります。住みよい地域社会を築くためには、地域住民の自主的な活動が必要ですので、このような補助金を設けまして、市民団体との共同によるまちづくりを目指しております。

次に、成果につきましては、この補助事業は平成21年度から実施しておりますが、平成29年度までに32団体が市民まちづくり活動団体として登録しまして、29団体へ支援しております。このうち25団体が現在活動しております。

以上です。

（発言する人あり）

○市民生活課長（宮負賢治） 各団体が行った結果、それがどのような効果になったということまでは把握してございません。この補助金が各地域の自主的な活動というのを目指しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 税務課からは、93ページ、青色申告会補助金に対して行政改革で削減対象になっているかというご質問に対してお答えいたします。

この補助金につきましては、行政改革において平成26年度の事務事業評価において、その結果として経費削減の方向を出されております。それに伴い、平成27年に各地区会との協議を経て、庁舎等の見直し検討を行った結果、平成28年のところは段階的に補助額を削減して、平成31年度をもって廃止するということで決定しております。

以上です。

○議長（島田和雄） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 私のほうから、（10）から（12）についての3つについて、回答いたします。

初めに、（10）のP117の被保護者就労支援事業について、事業費が減った理由についてですけれども、これについては、生活保護受給者の中で就労可能な人で就労の支援を必要とする対象者は年々減少していることから、平成29年度は事業費を縮減して実施いたしました。

（11）の飯岡福祉センターの地域ごとの利用者数についてですけれども、これについては市民と市民以外の方で集計しております。入浴施設の利用者なんですけれども、先ほども回答しましたように、1年間で1万1,928人、そのうち市民の方は1万195人で、市外の方は1,733人となっています。

続いて、（12）臨時福祉給付金について支給率がかなり低いということで、未支給者の方に対してどのようなことをしたかということについてお答えいたします。

これについては、申請期限が平成29年7月末でございましたので、初めは4月1日号で始まるお知らせをいたしまして、あと、5月の広報で受け付け場所の変更のお知らせをさせていただきました。それで、7月1日に、残り1月ということで最後のほうの周知をさせていただいております。

あと、それ以外のことにつきましては、市のホームページだとか、あと庁舎へのポスターの掲示だとかで市のほうでお知らせしました。また、これは国レベルの事業ですので、国でもテレビコマーシャルだとか、新聞広告だとか、ポスターとかチラシを掲示して、市民の方にお知らせのほうをしております。

全員に支給できるようなシステムはということですが、また消費税のほうの延期等があつて、また、この事業が引き続き実施されるようなことがある場合には、市のほうで防災無線とかもありますので、そういうものの呼びかけだとか、提出されていない方への再通知などを検討して、全員に支給できるような形に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、平成29年度の子ども医療扶助費のうち、補助対象となっている医療費助成につきましては、延べ5万8,754件で、決算額は1億3,918万1,739円です。市単独分で支給している医療費助成につきましては、延べ2万8,737件、決算額は6,127万2,732円でした。合わせますと、延べ件数は8万7,491件、決算額は2億45万4,471

円となっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 私のほうから（15）の生活保護扶助費について回答いたします。

生活扶助費のどの部分が減ったのかというようなご質問でございました。扶助別では、大きなものとして、生活扶助費が28年度と比較しまして1,528万1,000円の減で、医療扶助費が3,604万3,000円の減であります。この2つが大きいものであります。

以上です。

○議長（島田和雄） 健康管理課長。

○健康管理課長（木内喜久子） では、私のほうから（16）171ページ、特定不妊治療助成金についての実績と、それから医療費の最高額はということに対してお答えしたいと思います。

まず、実績ですけれども、限度額10万円の助成件数が24件、限度額未満の助成件数が12件、合計36件、32組のご夫婦に対しまして303万1,000円の助成を行ったところでございます。最高額の医療費のほうについてですけれども、顕微授精の治療に対しまして、およそ82万4,000円を支払っている方がおります。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、（17）番、195ページの新規就農総合支援事業補助金の新規が6人で、旭市の農業はどのようになっていくと考えるかというようなご質問でございました。

この補助事業は、独立自立就農ということから、所得金額の要件がございまして、申請者が6件ということになりました。本市の新規就農者の状況でございますが、関係機関等の情報によりますと、毎年約20名近くの方が就農している状況と聞いております。

あと、農業法人の就農し、独立する方や移住によりまして就農を希望する方が本市のほうへ相談に来ております。そういった状況の中で、後継者が減少傾向にありますが、後継者を確保するため相談会など関係機関と連携を図りまして、今後も支援に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから先ほどの保証金に関する再質問についてお答えいたします。

まず、保証協会が全額保証するものではないかということでございましたが、こちらにつきましては、自治体の行う融資制度につきましては、信用保証協会の保証のもとに行われているところでございまして、これは条例にもございますが、こちらに基づきまして、リスク分担をして保証金を支払う旨、規定されているところでございます。

それから、各事業ごとの融資の限度額はということでございましたが、各事業ごとに融資の限度額というのはございません。事業は区分せずに、条例のほうに基づきまして、事業資金の運転資金が融資限度額は1,000万円、それから設備資金、こちらにつきましては2,000万円、以上でございます。

それと、市全体の融資の限度額でございますが、こちらは預託金を1億円用意しております。この10倍ですので10億円、これは各金融機関に分散して預託金をお支払いしています。総額は1億円でございます。これの10倍です。ですので、総額10億円ということでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、(19) P227の地籍調査事務費で、どうして完了しているのに計上するのかというご質問に対しましてお答えいたします。

国土調査法第21条の2において、成果の保管として、市は国土調査の成果の写しを保管し、一般の閲覧に供しなければならないとなっております。このため、地籍情報管理システム等の管理費を計上して、地籍調査のこの部分の事務を行っているところでございます。

次に、(19)の231ページの道路舗装改修工事、これについてお答えいたします。

要望地区からの達成率はどうかというご質問でございます。お答えいたします。要望地区からの達成率につきましては、旭地域が2.9%、海上地域が7.1%、飯岡地域が20%、干潟地域が6.3%です。

次に、同じページです。231ページ、道路新設改良工事についてお答えいたします。

要望地区からの達成率でございます。旭地域が2.8%、海上地域が2.9%、飯岡地域が5.4%、干潟地域が2.5%、以上でございます。

○議長（島田和雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 私のほうからは、243ページ、旭スポーツの森公園整備事業について再質問です。

園路600メートルほどを改修したとのことだが、年間の利用者はというご質問です。年間

の利用者とのご質問につきましては、一般の方が自由に利用できる公園の園路でありますので、申し訳ありませんが、具体的な数字は持っておりません。

ただ、通常の管理業務の中で、昼間にウォーキングをしている方や、夜間も10時まで園路灯がついている中、ウォーキングをしている方を多数拝見しておりますので、かなりの利用者の方はいらっしゃるというふうに考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） それでは、海上キャンプ場の利用状況でございます。昨年度、平成29年度は市内1,478名、市外1,730名でございました。

○議長（島田和雄） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、私のほうからは（25）325ページの機械器具費についての再質問で、事前キャンプの予測との質問にお答えいたします。

東京オリンピック事前キャンプ地誘致につきましては、昨年5月に市長をはじめ卓球関係者により、ドイツを訪問し、ドイツ卓球チームに対しトップセールスを行いました。その際に、ドイツ卓球連合会長及びドイツ代表チーム監督からは、事前キャンプを実施するならば旭市で行うと口頭で回答いただきました。約束をいただきました。オリンピック事前キャンプは行ってもらえるものと思っております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、3回目の質問を行います。

29ページの保健衛生費国庫補助金ですが、可能性ということで補正をしなかったということですが、そんなこと言ったら、3月にやれば十分できたわけなんですよ。3月時点では結果が分かるでしょうから、やはり、なるべく歳入歳出ですか。これは合わせたほうがいいと思いますよ。

それから、47ページ、臨時財政対策債ですか。先ほど、交付税算入されるということでありましたね。ですからそうであれば、今まであんなに剰余金出さないで、臨時財政対策債を借りなかったほうがむしろよかったと思いますよ。当時は臨時財政対策債借りなかったら損だというような課長の見解だから借りたんでしょうけれども、それは私、前々から交付税算入されるだろうと話しした中で、やはり剰余金を出せば決算上格好いいかしれませんが、そんなものじゃないと思いますよ。

次に、57ページですか。そうしますと、この弁護士の委託料、結局この顧問弁護士に頼んでいるということなんですか。

それから、65ページですか。そうしますと、結局この職員研修ですか、減らしたということは、それだけ今までの研修、成果があって、職員が知識を得たということだと思いませんか。その中でも、じゃ、実施しなくても改善された部分はどういうふうになっているのか、それをお尋ねします。

それから、73ページですか。いずれにしても、業者に委託するのもいいですよ。しかし、実態を知っているのは職員の皆さん方なんですよ。そして、こういう優秀な職員な皆さん方いる中では、なるべく経費をかけないように、皆さんが実態に合った計画を作っていただきたいと思います。

それから、85ページですか。長い間、いろいろ事業をやっている中で、なぜどういう効果が上がったのか把握できない。これでは、この補助金無駄遣いになっちゃうと思うんですよ。その辺どのように思うのか。

それから、117ページの被保護者の就労支援事業ですか。職につく人が減っているということですが、それは、この生活保護費を受けている人が高齢化しているからなのか、それとも、まだ働けるけれども働く気がないのか。それをお尋ねします。

それから、119ページですか。臨時福祉給付金、やはりこれは生活困窮者が多いわけなんですよ。そんな中で、皆さん方は自分たちの目線でやるんじゃなく、やっぱり相手の立場に立った目線で、やはりPRした中で、一人でも多く、給付金をもらえるような態勢に持っていくのが本当だと思うんですが、そういう中で、今後こういう事業ありましたら、どういうふうにしていくのか、お尋ねします。

それから、あと、171ページですか。35組の夫婦がこの対象になったということで、かかる人は80万円ぐらいかかるということですね。そんな中で、利用した人の中で実際お子さんがお生まれになったのは何人いるのか、お尋ねします。

それから、195ページですね。新規就農総合支援事業補助金ですか。旭市は、農業のまちということで自負しているわけなんですよ。しかし、やはり就労者がいなければ、これはだんだん農業が衰退しちゃうわけですよ。それで、そんな中で今の新規就農者ですか。このままいたら旭市の農業駄目になっちゃうと思うんですが、そういう中で新規就農者をどういうふうにして具体的に増やしていくのか、お尋ねします。

それから、215ページの保証金ですね。これは、中小企業の融資の関係でございますが、

中小企業者に対して、最高、旭市として10億円貸せるということですね。その中で、その融資の際の審査はどういうふうになっているのか。そして、これが、もし融資が焦げついた場合、保証協会だけでなく市も負担があるわけなんです。ですから、そういう中で、この審査はどういうふうになっているのか。また、今後こういう事例があった中で、どういう対応をしていくのか、お尋ねします。

それから、231ページですか。先ほどの答弁ですと、要望に対して10%大幅に、5%も下回っちゃっているわけなんです。これは、何が要因なのか。そして、今後どうしていくのか、お尋ねします。

それから、231ページ、これについても、やはりそういうことで、どういう要因なのか。予算が少ないとか、予算が少なかったら、当然予算がないからできない。その辺に対してどうしていくのか。要望に対して5%未満というのは、これは行政の怠慢だと思うんですよ。そういう中で、どういうふうに今後して、要望を満たしていくのか。それをお尋ねします。

これで3回目の質問を終わります。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、再々質問にお答えいたします。

決算書29ページの循環型社会形成推進交付金において、歳入予算の補正ということでございます。

確かに、ご指摘いただいたとおりと思います。今後は、国や県の情勢をしっかりと見きわめ、適正な予算管理及び事業執行に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 47ページの臨時財政対策債の再々質問といたしますか、ご質問に対してお答えいたします。

ご質問の中で、借りないほうがよかった、損だ云々ということのお話ございましたけれども、私、前に申し上げた中では交付税と同じものだというふうに申し上げておきまして、借りないと損だということは申し上げておりませんので、そこはご理解をいただければと思います。そうした中で、28年度も少し圧縮しましたし、今回、29年度も2億5,000万円ほど圧縮したところでございます。ご指摘ありがとうございます。今後も、圧縮できるものがあれ

ば、圧縮したいと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうから弁護士等の委託料の関係で、事件を委任した弁護士は顧問弁護士なのかといったようなお尋ねでございました。

私ども契約しております、いわゆる顧問弁護士との契約書の中で、第5条にはなりますが、行政訴訟事件等具体的な法律事務処理を要する案件が発生した場合には、受託代理人としてその案件の処理の委任を受けるものとし、その弁護士費用については、その都度甲乙協議して決定すると、そのような大もとの契約になっておりますので、それに基づいて行っております。よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） それでは、私のほうからは、6点目の65ページ、職員研修についてということで、昨年から委託しなくなった研修というのは、私ども行政改革推進課の所管ですので、その改善、改革の結果ということでお知らせしたいと思います。

平成28年度まで、5年間かけて事務事業評価の研修を委託で行ってまいりました。それで、その間、5年間のうちに、最初は単純な事務事業の評価から始めまして、毎年より高度化して、施策体系に基づく評価を行う行政評価等に近づけるような格好で行ってきたところでございます。

それで、28年度、委託で行いましたけれども、5回委託をかけていますけれども、毎年毎年、その研修を受ける中で、私どもの職員でできる部分というのを削っていきまして、委託料は年々削ってきた経緯がございます。

それで、昨年度、初めて評価の方法が固定したような格好になりましたので、十分職員でできるのではないかとということで、昨年、職員による説明会を開催させていただき、結果、その前年と同様に評価のほうはスムーズに行われたということで、改善が図られたものと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、73ページ生涯活躍のまち事業化支援業務委託料についてでございます。

生涯活躍のまち形成については、導入機能が多方面に及ぶことや移住の意思がある都市住

民へのニーズ調査の実施など、これら特殊性、専門性が非常に高いものとなっております。
担当職員も頑張っておりますが、業務委託も必要と考えておりますので、よろしくお願いいたしますします。

○議長（島田和雄） 市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 私からは、85ページ、市民まちづくり活動支援事業の補助金について、なぜ効果が把握できないのか、それをどういうふうに考えているかということにお答えいたします。

この補助制度につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたが、市民団体が自立して、それぞれの目的の活動を行うこと、それ自体を目指しております。この補助金の採択に当たっては、審査会を行いまして、まちづくり推進のための必要性や重要性、それからまた継続性など、そういったものを民間の委員に入っていていただいて、審査を行っております。

この効果をはかるというのは、なかなか難しい部分がありますんで、今後も、この各団体が計画どおり、それぞれの団体がその事業を進めているのかをしっかりと確認していきたいと思えます。

以上です。

○議長（島田和雄） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 私のほうから、（10）と（12）の2つについて回答いたします。

初めに、（10）のP117、被保護者就労支援事業についてですけれども、現状については、高齢者の方が多いのか、また、働く気がない人が多いのかというような形の質問でございましたけれども、これについては、旭市では平成26年度から始めておりまして、初めの時には、だいたい被保護者の方400人ぐらいいるんですけれども、その中で就労可能な方が何十人かおりましたので、その方を対象として就労の支援をしておりまして、それから平成29年度ということで、年数がたちまして、被保護者の中で就労可能な人がだいぶ少なくなってきておるという状況で、そういうわけで事業費のほうも縮減しております。

ということで、働く気がないのかということですが、働けるのに働く気がない人に対しては、さまざまな形での就労支援のほうをしておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

それと、あと臨時福祉給付金について、またこのような制度が行われた場合に、未支給者の方を減らすべきだというお話なんですけれども、これについては、確かに旭市は受給率、支給率ですけれども、国の平均調べましたら85%でした。約3%ちょっと低い状況がちょっ

とあります。

これについては、やっぱり再通知だとか、また個別な案内がやっぱり必要なのかなというのを改めて感じておりますので、今後、このような制度がまた行う場合には、その辺をしっかりと検証して進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 健康管理課長。

○健康管理課長（木内喜久子） では、私から171ページ、特定不妊治療助成金についての治療を受けて出生したお子さんの数についてお答えいたしたいと思います。

これは、旭市特定不妊治療費助成事業に関する要綱の一部というものがございまして、この要綱の一部を改正したものが28年9月でした。この28年9月以降、30年7月末までの状況ということでお答えしたいと思います。

申請組数73組のうち、お子さんが生まれたご夫婦は16組で、出生数は17名です。これ組数と違う理由は双子さんがいらっしゃったためです。

以上です。

○議長（島田和雄） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、農業のまち、就農者いなければ、今後このままで就農者がいなければ衰退する、今のこのままでは駄目になる、どのように増やしていくのかというご質問に対しまして、お答えさせていただきます。

平成27年の農林業センサスによりますと、販売農家は2,185戸、後継者のいる農家は1,036戸となっております。下降率は47.4%でございます。

県の「輝け！ちばの園芸」産地支援整備事業等、そういった補助金を活用しまして、魅力ある農業経営が今後も継続できるよう、総合的な支援を行いまして、後継者の確保に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、再質問についてお答えいたします。

まず、融資の審査の関係でございます。まず、融資の流れでございますが、まず、事業者のほうから取り扱い金融機関のほうに融資の相談がございます。その時に、もちろん審査がございます。その後に、市の中小企業融資を使うということであれば、取り扱い金融機関のほうから次に商工会のほうに、意見書の依頼がございます。その意見書、商工会のほうは各事業者の事業内容等をよく熟知していると思いますので、ここで意見書をいただきます。こ

の意見書をもって市のほうに申請が上がります。

市のほうとしては、この書類等を精査した後に、信用保証協会のほうに審査依頼をいたします。この中で、また信用保証協会のほうがこれは融資ができるものかどうかというのは、また保証協会のほうでも審査いただきます。そこで、保証協会のほうで協議が整ったということで、こちらのほうに通知が来ましたら、市のほうで決定するという流れでございます。

それで、もう1つ、今後このような事例があった場合どうしていくかということでございますが、もちろん、この金融機関、それから商工会等もこちらに入ってきますが、こちらのほうでもしっかりと審査していただくということも大事かと思えます。市のほうとしても、書類等だけでなく、事業内容等よく見まして審査するのがよろしいかと思えますので、そちらのほうを今後ともしっかりと、このような保証金等が出ないように気をつけていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、道路舗装改修工事と道路新設改良事業、これは両方とも要因が同じような要因ですので、併せてお答えしたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、1つ目が……

（発言する人あり）

○建設課長（加瀬喜弘） 失礼しました。

1つ目が達成率の低い理由ですね。1つ目が、着手済みではありますが、継続事業が多く、未完了となっているということでございます。複数年工事が結構ありますということで、よろしくお願いします。

2つ目が、要望の中には実現が極めて困難なものもありますということで、要望が全て達成できるということではないということでございます。

3つ目が、新たな要望がありまして、早期に補修が必要なものが増えているというようなものがございます。そういったものがございまして、建設課といたしましても、要望された箇所につきましては、一つ一つ現場を確認しまして、緊急性や利便性を考慮しまして、限られた予算の中で着実に実行していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

続いて、高木寛議員。

○9番（高木 寛） 私、議案第1号の旭市一般会計決算のことについて質問します。

決算書107ページ、備考欄の学校基本調査費、これはどのような調査をなされたのか、質問いたします。

2番目に、171ページ、備考欄の赤ちゃん全戸訪問事業とは、どのようなものなのか、お尋ねいたします。

3番目に、ページ181、住宅用省エネルギー設備設置助成事業とは、どのようなものかお尋ねいたします。

以上、3点よろしく願いいたします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうからは（1）107ページ、学校基本調査で、どのような調査をしたのかというご質問にお答えいたします。

学校基本調査は、毎年5月1日を調査期日として、学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的としています。

調査対象といたしましては、幼稚園、小・中学校、高等学校、専修学校でございます。

調査事項といたしましては、学級に関する事項、教員の数、園児、児童生徒数、不就学学齢児童生徒数等、学校施設に関する事項になります。

主な利用につきましては、教育諸問題の検討、学校の設置・廃止、教員養成計画のための基礎資料や地方交付税及び教職員の給与、補助金等の算定資料に使用されております。

以上です。

○議長（島田和雄） 健康管理課長。

○健康管理課長（木内喜久子） それでは、私のほうから（2）171ページの赤ちゃん全戸訪問事業とはどのようなものかについてお答えいたします。

赤ちゃん全戸訪問事業は、児童福祉法及び母子保健法に基づき、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握や助言をするものです。支援の必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげ、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的としております。

訪問は保健師・助産師が行い、異常の早期発見に努め、安心して育児が出来るよう支援を

行っているものです。訪問の際は、乳児の身長・体重の計測、母乳指導、育児環境への助言や事故防止に関する指導などを行い、母親のさまざまな悩みの相談に応じています。さらに、市の保健事業や子育て支援事業についても情報提供をしております。

平成29年度の訪問件数は457件で、事業費は242万8,340円です。この事業に対しまして、国・県補助金175万円を充当しております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、私のほうから（3）181ページの住宅用省エネルギー設備設置助成事業とはどのようなものかについてお答え申し上げます。

この事業は、地球温暖化の防止などの地球環境の保全を目的としまして、太陽光発電設備等の住宅用省エネルギー設備を設置する市民の方に、その設置費用の一部を補助したものでございます。

平成29年度の補助対象設備は5つの設備がございますので、その種類と補助額を申し上げます。

まず1つは、10キロワット未満の太陽光発電設備で、これは1キロワット当たり2万円で限度額が10万円でございます。

2番目に、家庭用燃料電池システム、これは限度額が10万円でございます。

3番目定置用リチウムイオン蓄電システム、こちらも限度額10万円でございます。

4番目、太陽熱利用システム、こちらは限度額5万円でございます。

5番目、地中熱利用システム、こちらは限度額10万円となっております。

決算額は549万1,000円ございまして、補助金の交付件数は59件ございました。

以上でございます。

○議長（島田和雄） よろしいですか。

高木寛議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、平成29年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について質疑を行います。

まず、決算書の361ページ、1款にございます国民健康保険税の状況について伺いたと思います。この項目、昨年も質問をいたしておりますが、大きく変わっている点がありましたので詳しく伺いたいというふうに思うんですが、たしか平成28年度の不納欠損額、これも1回調べ直しましたら、1億1,462万9,761円でありました。

それに対して、今回の平成29年度は2億674万4,124円と、倍近い巨額となっておりますが、直近の3か年程度で構いません。その前の状況と比較をしていただきながら、この主な要因について伺いたいと、そのように思います。

次に、415ページ、1款の診療収入の状況について質問をいたします。補足説明によりますと、収入済額7,226万9,033円は、前年度比3.1%の増とのことでございましたが、その要因となるであろう患者数の状況と、その増減の要因を伺いたいと、そのように思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 議案第3号、国民健康保険税の状況についてということで、不納欠損額の前年度の比較に対して、倍近くの欠損額についての要因と、あと直近の3か年程度の不納欠損額を伺いたいということで、申し上げます。

まず、平成27年度の国民健康保険税の不納欠損額につきましては、9,473万7,401円ございました。平成28年度の不納欠損額につきましては、1億1,462万9,764円でございます。平成29年度につきましては、2億674万4,124円と倍近くなっております。

これにつきましては、執行停止等につきましては3年時効ということになってございますので、平成27年等について財産調査及びもろもろの差し押さえ等につきまして見直しを行った結果、3年を迎え、その金額が倍増になったということでもあります。

以上です。

○議長（島田和雄） 保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） それでは、私のほうからは診療収入の状況ということで、お答えさせていただきたいと思っております。

まず、近年の診療収入の状況でございますけれども、平成25年度は6,560万1,000円、26年度は6,872万7,000円、27年度は7,378万1,000円、28年度は7,012万6,000円、そして29年度におきましては7,226万9,000円となっております。

29年度と28年度を比較しますと、214万3,000円の増加となっております。この増の要因としましては、患者数の増加によるものと考えられます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、まず、国民健康保険税の不納欠損の状況についてでございますが、国民健康保険の改革がございました。平成30年度からは都道府県が財政の運営主体となり、国保運営を行っておるものでございますけれども、平成29年度の不納欠損が1億円弱多くなったということが深く影響しているのかなと、そのように思っておりましたので、その点について担当課の見解を求めたいと、そのように思います。

次に、診療収入の状況についてでございますけれども、患者数が増えているということは分かりました。そこで、診療日数及びトータルの診療時間ですか。それを直近3か年程度と比較していただきたいと、そのように思うのと、その時間等の周知がちょっと不足しているのではないのかなというように、僕は感じておりますので、周知の状況を併せて教えていただけたらと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） ただいまの林議員の再質問に対しまして、平成30年度から国保広域化に移ったということで、平成29年度の不納欠損額に対して影響があるかということでございますけれども、不納欠損額等につきましては、県の広域化のほうの算定等の要件には入っていないと私は思っておりますので、影響はないと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） それでは、診療日数と、あと時間ということに対してお答えさせていただきますと思います。

診療日数につきましては、平成27年度は191日、28年度は189日、29年度におきましても191日となっております。

診療時間でございますけれども、診療日は日曜、水曜、土曜、あと国民の祝日に関する法

律に基づく休日、あと年末年始を除きまして、診療時間は9時から零時まで、午後1時半から午後5時までとなっております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 最後に、診療収入の状況についてであります。今、診療の日数だとか、時間について現状を伺いました。最後に、今現状行っている日数と時間に対する担当課の見解を伺いまして、今回の質疑を終わります。丁寧なご答弁に努めていただきまして、ありがとうございました。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） ちょっと難しいお答えになろうかと思いますが、とにかくスタッフ一同、診療収入を少しでも上げたいという気持ちで頑張っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第3号の質疑を終わります。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第6号、平成29年度旭市下水道事業特別会計決算について質疑をします。

ページは505ページです。下水道使用料の不納欠損額について、この具体的な理由及び件数についてお尋ねします。

次に、515ページ、施設維持管理費の管渠工事について、この具体的な内容についてお尋ねします。

それから、同じく515ページの下水道改修事業の管渠工事について、具体的な内容についてお尋ねします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（島田和雄） 議案の質疑は途中ですが、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） ご回答いたします。

初めに、（1）505ページ、下水道使用料の不納欠損額についてでございます。

不納欠損額3万1,292円、この件数は5件でございます。5件のうち、生活困窮に係るものが3件で1万6,348円、死亡によるもの1件で3,153円、破産によるものが1件で1万1,791円、こちらの合計となっております。

次に、（2）515ページ、施設維持管理費の管渠工事についてでございます。

この管渠工事287万2,800円は、マンホール改修修繕工事1件及び舗装修繕工事1件の計2件を実施したものでございます。

マンホール改修修繕工事は、下水道マンホール破損によるがたつき及びマンホール周辺の沈下による段差を解消するために、舗装の打ち替え等を実施したものです。契約金額が274万3,200円で、マンホール3か所について改修修繕したものです。

もう1件、舗装修繕工事につきましては、水道管理設箇所を経年による沈下箇所の舗装修繕を実施したもので、契約金額は12万9,600円です。

次に、（３）515ページ、下水道改修事業の管渠工事についてです。

この管渠工事406万800円は、公共下水道へ接続するための公共ますが未設置であった土地の宅地化に伴いまして、公共ますの新設工事を実施したものです。契約件数は6件で、合計10か所に公共ますを設置いたしました。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、505ページの不納欠損の件でございますが、要因は分かりましたんですが、ただここでお尋ねしたいのは、この使用料支払いをしなかった場合、上水道などは使用料を納めなかった場合、何か月かで停止という条件がついております。そんな中で、この下水道について払わなかった場合、法律的にこれをとめることができるのか、できないのか。

それから、この使用料支払いをしなかった場合、これは個人について回る負債なのか、それとも土地につくものかをお尋ねします。

次に515ページ、これは先ほどの説明でございますとマンホールが沈下したとか、それから経年劣化とかなんとかと話ございましたが、まだこの下水道、供用開始して十数年でしょう。そんな中で、この地盤沈下ということは設計の問題であったのか。それから、なぜ経年劣化なのか。その辺をお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 初めの使用料未納の場合に法的にとめられるかというところですが、すみません、勉強不足で申し訳ありません、法的なところをちょっと調べてございせんが、物理的にはとめることができないということで、今まで使用料が未納のために下水道を流せなくしたというようなケースはございせん。

それとあと、払わなかった場合、個人についていくのか、土地についていくのかというようなご質問ですけれども、これはあくまでも個人に、例えば、貸し家なんかに住んでおられまして転居なさった。転居なさる際に料金未納のまま転居なさったというときには、その転居先まで追って料金を請求するものでございます。

あと、マンホールの修繕でございますけれども、これはまだ十数年ということで新しいところなんですけれども、たしか掘削深が深いところですか、あるいは車両の交通のわだちにちょうどなってしまうというようなところに傷みが出てきてしまうのかなというふ

うなところで、交通に支障になるようなところから修繕しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ちょっと課長は法的に分からないということですが、上水道はとめられるんですよ。しかし、下水道については、これは法律的に幾ら使用料を支払いしなくたって、とめることができないんですよ。それと同時に、これは土地について回るものなんですよ。その辺十分踏まえた中でこれから勉強して、今後こういう不納欠損が出ないような対応をお願いします。

それと同時に、次の515ページですか、やはりこれだけの莫大な経費をかけて今下水道事業をやっているわけですよ。その中で、皆さん方は簡単に地盤沈下だとか経年と言いますけれども、だんだん旭市の財政も厳しくなっていく中では、それは十分念頭に入れていただきたいと思います。特に、今、下水道には年間4億円も血税をつぎ込んでいるんですよ。4億円といったら、旭市の自主財源の5%くらいになるでしょう。これが合併しないで旭市1市でやったら1割、早く言えばどぶに垂れ流ししているわけ。そうしたら、旭市の財政はできないんですよ。そういうことを踏まえて、なるべくそういう無駄金は使わないような対応を今後とも考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 使用料の追いかかけ方は、すみません、ちょっと認識が足りなくて勉強不足でした。これからよく研究いたしまして、的確に収納できるように努めてまいります。

あと、施設のほうですけれども、確かに一般会計からの繰入金という話がございますので、今後も適正に維持管理していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第7号、平成29年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、539ページ、管路施設改修事業について、具体的な内容についてお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、平成29年度農業集落排水事業特別会計決算の（1）の539ページ、管路施設改修事業につきまして事業の内容をお答えいたします。具体的な内容ですか。

これは、江ヶ崎地区農業集落排水事業の管になりますが、県道旭笹川線歩道下に埋設してあります管の延長が760メートルございまして、その陶管を塩ビ管のほうへ改修する事業になります。

概算の事業費が1億4,700万円を予定しております。この事業は、平成28年度から平成30年度までの3か年で事業を行う予定でございます。29年度につきましては760メートルのうち、201メートルの工事を実施したところでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） この29年度にやった延長ですか、長さ、管渠の長さは、これは何メートルなのか。それから、メートル当たりどのぐらいかかっているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 29年度におきましては、延長201メートルを予定いたしました。メートル当たりの単価でございますが、いろいろな諸経費を含めまして、約22万円程度かかっているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） メートル20万円ということですか。分かりました。メートル20万円というのは莫大な金額ですよ、私もびっくりしました。

あとはいいです。これで質問を終わります。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第7号の質疑を終わります。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第8号、平成29年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、1ページ、水道事業収益について、予算額に対し6,500万円程度増額しているが、原因は何かお尋ねします。

それから、15ページ、業務量について、人口が減少する中で給水人口も減少しています。給水件数は増加していますが、給水件数の増加の原因と水道料金がもらえない無収水量の増加についてお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） それでは、（1）決算書の1ページになります水道事業収益について、営業収益が予算額に対し増額となった理由についてご回答申し上げます。

増額の主な要因は水道料金収入となります。当初予算では年間予定有収水量から算定した料金に調整率として97%を乗じた金額を予算額としております。平成29年度は、年間有収水量が5万3,746立方メートルの増となったため、また、決算では調整率の3%と、それから有収水量の増加分を合わせ、6,631万4,341円の増となっております。

また、このほかに手数料収入や他会計負担金などの増減を合わせ、1款1項営業収益の増減が6,595万1,141円の増となりました。

続きまして、（2）業務量について、これのうちの市の人口が減少し、給水人口も減少している中で給水件数が増加している要因についてお答え申し上げます。

平成29年度の給水人口は5万7,637人で、前年度より118人減少しております。これとは逆に、給水件数は2万403件で、前年度より263件増加しております。

これにつきましては、核家族化等による世帯分離から新築分譲やアパート住まいが増えていくことによるものと認識しております。

本市の世帯数においても、前年度と比較しますと、平成29年度の人口が減少している中で世帯数が増加していることと同一の状況と考えております。

また、次に、無収水量の増加についてお答えいたします。

初めに、無収水量の内容について申し上げます。無収水量は主に事業用水量、それとその他の水量、また漏水量とに分けられます。事業用水量といいますと、基準塩素濃度を保つための排泥処理、これや管工事を行った際に配水管の洗浄をするための水量、その他の水量としましては消防による消火活動、訓練等に要した水量となります。また、漏水量ですが、これは配水管等の破損により今回増加した9万441立方メートルのうちの約8万2,000立方メートルが漏水量の今年度の増加分となります。また、漏水量全体としては、約19万8,000立方メートルとなり、これを金額にしますと税込みで約940万円くらいとなります。

以上で終わります。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） かなりの量が無料といいますか、無収水量になっているわけなんですが、それで、そんな中でかなり漏水しているという話ですが、これはいつごろからそういう漏水量が多くなったのか、もし分かればお尋ねします。それで、そういう中で、その対応はどういうふうに考えているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） すみません、過去の資料は今現在手元にございませぬ。ただ、知る限りでは、過去何年かにさかのぼっても漏水量は今と同等くらい多かったのかなと。ここ二、三年のうち、それを修繕しながら量が減ってきていた。ただ、平成29年度にはまた少し増えてきたという格好で今認識しているところでございます。

ただ、漏水につきましては、今のところ調査というのはちょっと手がございませんで、配水管が埋設されている道路から水が出たとき初めて分かるということで、その都度その都度対応していると。だいたい年間5か所から8か所くらいを対応しています。ですから、何年にもわたって漏水している場合は積もっていくことがありますので、例えば平成29年度、この決算のときのようにちょっと多目になるというときがあろうかと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、結局老朽管対策ということで水道料金を値上げしているわけですよ。しかし反面、全然その工事はしないと。相反する中でこういう問題が起こっているわけですが、そういうことを踏まえた中で、この漏水がないように老朽管対策をこれからしっかりやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 今後、今年、来年で行っています長期計画に基づき、管路の更新、施設の更新について着々と進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決について、4ページになります。第2表、債務負担行為補正についてでございます。

四つ質問がございます。

まず、債務負担行為、この場合の意味です。生涯活躍のまち形成事業における債務負担行為、こういった意味か教えてください。

期間が平成30年度から平成32年度までということで、3年間の期間が書かれてありますけれども、3年とはその起算点が何で、終点、期限です、これが何かということ。

三つ目、5億円の財源はどこから持ってくるのかということでございます。

そして、最後、補助金5億円の支払い先はどういうふうになっているかということ。

この四つ、お願いいたします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、一つ目の質問でございました債務負担行為の意味ということでございましたが、これは今回事業主体を決めるために公募を行います、その公募を行うに当たり、募集要項に市からの補助額を明示するために、あらかじめ議会の承認を得るものとして補正予算に計上させていただくものです。

それと、期間3年間ということでございました。これは、事業者が行う造成やインフラ整備ということは、平成31年度の後半から32年度に行われるということで想定しております。

30年度が入る理由は、公募するに当たり募集要項に補助額を明示するために、今回債務負担行為として設定をさせていただくということで、3年間という期間になっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） ご質問の順番にということですので、間で財政課のほうから財源のことについてお答えを申し上げます。

今回の債務負担行為を設定する生涯活躍のまち形成事業補助金の限度額5万円の財源でございますが、これは地域振興基金を……、失礼しました、5億円です。失礼しました。5億円の財源につきましては、地域振興基金を活用する予定でございます。

私からは以上です。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 5億円の支払い先ということでございました。生涯活躍のまちを形成する事業者が行う土地の造成及びインフラ整備に係る負担金として、整備を促進するために補助を設定しているものでございまして、これは事業者が選定された後に、その事業者より要望がありましたら、補助対象経費に対しまして5億円を上限として補助していくというものになっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） それでは、再質問いたします。

債務負担行為というのは、意味は分からないことはないんです。そのものの意味がですよ。ただ、一般的に債務負担行為といったときには、必ず今年はいらないけれども、例えば3年といった場合に、その3年の中で使っていくという。今年、これは5億円、今年度は2億円、来年1億円、次1億円というような感じで5億円を消化するという意味で、確定しない、はっきり分からないときにこれはよく使うと思うんですけども、この質問はこの5億円全部使うという、一般予算でいう債務負担行為という解釈だったら、全部5億円使い切るということが多いですよ。このケースはどうですかということを聞いているんです。

○議長（島田和雄） 有田議員、四つ質問しました……

○7番（有田恵子） 順番間違ってますか。

○議長（島田和雄） いえいえ、順番じゃなくて、4項目質問されましたが、それについての……

○7番（有田恵子） 四つ言っていていいですか、今。

○議長（島田和雄） 全部。再質問を4項目言ってください。

○7番（有田恵子） 了解しました。

今のそういうことです。一般予算でいう債務負担行為でいうところのものと全く同じなのかということですが、まずは。

そして、次は、ちょっとすみません、順番ぐちゃぐちゃになってしまったんですけども、補助金5億円ということで、今、課長がおっしゃったように、指定された事業者に渡ると。5億円、1社に渡る。これはちょっと考えられない金額。5億円ですよ。1社に補助金、そういうケースはありますか、今まで。宝くじ5億円とテレビでよくやっています。あれは何人参加していると思いますか。物すごい数が参加するんですよ。5億円を狙いに。これ、1社に5億円を渡すんですか。ちょっと常識で考えられない金額なので、私の頭の中で分からないものですから、初めて聞いたような話なんで、詳しくどういう経緯でこうなったのかをお示してください。

それと、先ほど3年という、何をもって起算点、出発、それで終わる、この3年。これ入札から募集と、この工事そのものが、工事というか生涯活躍のまちが形成されるのが3年以内にやっちゃうのか、この3年は水道管を入れて道を舗装したということが3年以内なのか。ちょっと回答が分からないんですけども、これは何が3年なんですか。そういうことです。

それと、地域振興基金、何かどこにあるか分からないようなお金なんですけれども、それでもこれは税金ですよ。もらうんですか、どこから。それとも、あるものですよ。この辺の地域振興基金というのが一体何なのか。素人ですから、この辺が分からないんです。分からないからお聞きしていますから、よろしくお願いします。

以上、四つ、一応入れましたので、第2回目の質問をこれで終わります。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） まず、今、一つ目の5億円の使っていく期間ということで、よろしいでしょうか。これにつきましては、債務負担行為というものは、将来の支出に対してあらかじめ議会の同意を得ておくというものでありますので、実際の支出に当たってはそれぞれその年にその金額が予算化されますので、その事業の実際の計画が出てきたときに、31年度はこのぐらいで終了する予定だねとかということで、総トータル幾らの申請があつて、

そのうちの何%が31年度の支出になるかというような計算がされます。また、その残り期間で終了すれば、その32年度に残が支払われるというような形に捉えていただきたいと思います。

それで、次、その補助は1社に渡るのかということでございました。これは、提案が、1社が全てこの生涯活躍のまちの形成される事業を、1社が全てやってもいいですし、どこかが代表になってグループ形成して申請してきてもいいということになっておりますので、その1社で申請してくれば、その1社にインフラ整備の、造成とインフラ整備のものですけれども、それに対して計画された内容で精査しまして、補助申請がされるということになります。また、グループであれば、その代表企業が代表者として申請してくるという形になりますので、よろしくお願いします。

それと、3年はということでもう1回お聞きされましたけれども、ですから、今想定される造成、インフラとかという形で、この補助金を導入資金として使うというのは、計画が始まった最初の2年ぐらいでそういうお金が使われるということで想定しております。それで、今現在募集するに際しまして、あらかじめ議会の同意を得たいということで、債務負担行為という形で設定をさせていただきたく、今回補正予算に計上させていただきましたので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 四つ目の地域振興基金がどこにあるのかという、何なのかというご質問についてお答えいたします。

地域振興基金につきましては、せんだっての決算の説明資料の中でも少し触れたかと思います。旭市の中で条例をもって設置している基金でございます。金額につきましては、今29億円ほど、29年度末でございます。決算書の中でも財産の調書の中で547ページにも載っているものでございます。旭市が今独自に所有している基金、財産でございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 今の財政課長のそれで結構ですよ、答えは。

企画政策課長のほうに、要はさっき工事が今年終わる、来年終わるという形で分けてというようなことでも、それはそれでいいんですけども、5億円を1社に渡すという感覚というのがちょっと理解ができないということを言いたいわけですけども。そしたら、1社の

中にグループを作って、例えば3社で組んで、ジョイントでやって、例えばですよ、私は何か、業者でビルなんか建てたことは、こういうことを逆の立場で提案が来た場合、何を考えるかということを考えたことはありますか。分かりますか、言っていること。反対の立場でも、こういう補助金をもらう側で参加する側のほうから何を考えるかというのを考えたことというのは公務員の方、企画課の課長、考えたことはありますか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） この5億円の積算につきましては、先般全員協議会において資料をお配りして説明した際、この資料の3というのをお配りしていますけれども、この中に役所側で想定している道はこんなふうな設定で、そこに水道管を入れたり下水道管を入れたりとか、そういうことを考えた場合の積算が5億4,760万円ほどの積算になっておりますということで説明しております。

それで、そこから5億円に上限として設定したものでありますので、これはあそこの水田であるという現状を造成するということを考えた場合に、これを全て民間のほうでやってくれば、いらないと言ってくればそれはそれでオーケーなんですけれども、今の旭市の現状でやはりここら辺は市のほうで負担していかなければ、事業者のほうもなかなか来てくれないのではないかとということで、これは導入のための造成にかかる経費を持つという形で補助、選定された事業者が希望した場合には補助金として交付しますよという想定でお願いしているものですので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の質疑を終わります。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 3回までですので。3回までですから、終わりです。

続いて、片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 議案第9号、平成30年度一般会計補正予算の議決について質問いたします。

9ページの2款1項12目15節の工事請負費の中のカメラ設置工事ですか、210万6,000円とありますが、工事内容の詳細をお尋ねいたします。

以上です。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

カメラ設置工事費210万6,000円の詳細ということでございます。この工事費は新たに街頭防犯カメラを市内4か所へ設置するための工事費でございます。

カメラの設置場所でございますが、これまでは市が設置した街頭カメラは駅前広場や駐輪場、金融機関の周辺など人が多く集まる場所や犯罪発生が懸念される場所を中心に設置してまいりました。

今回は、警察署との協議によりまして、犯罪防止だけではなく犯罪者の早期検挙をも目的として、逃走に利用されやすい主要道路の市境に設置する、交差点4か所に防犯カメラを設置するものでございます。

具体的な場所として、1か所目は市の北西部でございます旭市鎗木地先で、県道佐原椿海線と多古笹本線との交差点で、香取市や匝瑳市との市境になります。2か所目は市の西部でございます旭市秋田地先で、県道佐原椿海線と広域農道との交差点で、匝瑳市との市境になります。3か所目は同じく市の西部でございます旭市泉川地先でございます。県道八日市場井戸野旭線と干潟停車場豊畑線との交差点で、匝瑳市との市境になります。4か所目は市の北東部でございます岩井地先で、県道銚子海上線と市道とが交わる通称五本松交差点で、銚子市との市境になるところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） ありがとうございます。

この財源のほうで、この財源の内訳として一般財源ということになっていると思いますが、県の補助の制度の中に防犯カメラ等設置事業補助金があるかと思いますが、その助成金、助成制度を使わなかったのはどういったあれなのかお尋ねいたします。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

県補助金を使わなかった理由ということでございますが、使わなかったということではございません。いろいろと市民の声等も大きい中で、とにかく早く防犯カメラを設置してほしいという声の中で、今回取りあえず一般財源で歳出予算のほうは組ませていただいておりますが、現在県のほうにおきまして第2次の募集が8月にありまして、現在申請中でございます。その内示等がない中でありますから、一般財源、とにかく1か所当たり上限が20万円、

事業費の2分の1ということで、4か所であれば80万円ということになりますが、されど市民の税金を使うことになりますので、なるべく有利な財源といいますか、県の補助金のほうも採用してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決について、4ページ、債務負担行為補正についてであります。この事業の内容につきましてはこの前の全協で説明がありましたので。ただ、この中で先ほど有田議員の質問に対する答弁で、地域振興基金を使うということです。それで、この事業については補助制度があるわけなんですよ。補助制度がある中で、これは補助金じゃなく交付税算入ということになるんですか。

そういう中で、もう一点お尋ねしますが、この事業について、道路から下水道、造成はともかく、それは全部この事業を受ける事業者ですか、これに補助金として渡すんですか。それとも道路とか下水道などは市でやるのかお尋ねします。

そんな中で、これは債務負担行為ということでございますが、似たような勘定科目に継続費があるわけなんですよ。それで、そんな中で債務負担行為と継続費がある中で、債務負担行為にするのはどういう意味合いがあるのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、1番目の地域振興基金を使って、この事業は交付金の対象じゃないのかということでございました。これは、造成工事等は交付金の対象にはならないというふうに認識しております。市のほうから補助をせざるを得ないということで、これを設定したいということでお願いしているものであります。

それと、2番目の債務負担行為と継続費ということで、なぜ債務負担行為を選んだのかということでございます。当年に、平成30年度の中で支出があれば予算組みをして、2年間でやりますよという形で継続という形も組めるとは思います。しかし、今回の場合は、今年度は募集して終わり、実際の工事に入るということは想定しておりませんので、今年度の支出がないということで、債務負担行為ということを選定しておりますので、よろしくお願いいたします。

(発言する人あり)

○企画政策課長（阿曾博通） すみません、もう一度。

それと、この5億円で設定している工事ですが、これはあくまでも業者のほうで計画を出して、その業者の引いたラインといいますか、この前全員協議会でお示した図面は仮の図面というか、市でやるとこのぐらい道路が必要なんだろうなということで、そこに上下水道を引いていくというような想定をして積算しておりますのが5億円ということで上限を設定しております。これはあくまでも事業者のほうで計画を出してくる段階で、事業者のほうでレイアウトを決めるということなんで、道路づけのほうも事業者のほうで設定してきますので、その道路の延長等も変わってくると思いますので、改めてその時点で積算されて、その事業者がその造成工事、上下水道の設定を、工事をしていくということになっておりますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それで、いずれにしましても、これは先ほど来申し上げましたように、いろんな三つの組み合わせの中でやるんですが、これは補助金なのか交付金なのか、そんな中でどのようなものがその対象になるのか、具体的に分かればお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） その事業を推進していくための経費は交付金の対象になっております。うちのほうでももらっております。そのほかにハードの面での対象となるには相当ハードルがやはり高く、いろいろな事業の省庁をまたいだような連携がなされるとか、そういう条件がございますので、なかなかハードに対して補助金をもらうというのはちょっと厳しいということで、うちのほうもそれになるように検討しているところでございますが、まだいかんせん計画が確定しておりませんので、どういう形になるかは何とも言えないということでご了承願いたいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、市はその三つのタイプの中で申請したらそれははねられちゃったと。国はそれは認めませんよ。これではなくちゃということで決まったわけですから、そんな中では補助金か交付金か、ほとんど1億円くらいしかないわけですね。そんな中で、ソフト事業ではある程度使えるけれども、ハード事業では全く使えないということではよろしいんですか。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） ハードのほうも使えるようにちょっと頑張って研究していきますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 議案第10号、旭市道の駅整備基金条例の制定についてでございます。

設置、第2条のところでございますが、基金として積み立てる額は予算で定める額とするについてでございます。この中の予算で定めるという意味ですけれども、これは新たに税金を用いて、税金でもって積み立てるということでしょうか。これが1点です。

次、2点目、もしそうであれば、予算で定める額という額の算定根拠は何であるか。

この2点について、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 最初に、一つ目、第2条の予算で定める額をという文言でございますが、これは基金に積み立てる場合、歳入歳出予算のほうに計上してそれで積みますよということで、そういうルールを明文化していることです。それが税が充当とかそういうことを言っているわけではございません。

これは2番目の回答と一緒になりますけれども、今回の補正予算のほうに、補正予算書の7ページでございますけれども、ちょっとご覧いただいてよろしいでしょうか。

7ページの一番下のブロックになりますけれども、15款の財産収入のところに、一つ目として600万円を道の駅の施設貸付料ということで、ここに歳入が組まれています。それと、その下に、利子及び配当金ということで、季楽里あさひの配当金ということで今年度6月決算のときに株主総会で配当金が決まりましたので、それを受けて、それで年間収入が661万5,000円ということで、これを積み立てるという形で、今度は歳出のほうで9ページになります。9ページの7の企画費になりますけれども、25の積立金ということでここに道の駅整

備基金積立金ということで661万5,000円という形で歳出が組まれております。こういうような形をとるということが、先ほどの一つ目の質問にありました基金のほうに予算で定めるといふ文言がこういう形を表しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 7ページとか9ページとかおっしゃるんだけど、はっきり言って、私、全部読んでいます。読んだ上でこれをお聞きしているわけなんですよ。

基本的なことを言いますと、聞こえますか、だいたい家賃をもらっていないということですよ、今の段階で。家賃。10億円か12億円か建物、これは減価償却もやっていないでしょう。

今回、私、一般質問のほうで詳しくお聞きしますけれども、ちょっとここだけでとどめておきますけれども、そもそもこれは積み立てて何かするような問題じゃないと思うんですよ。そもそもですよ、このお金は、この基金で積み立ててどうかというような話を、何のために使うかというのは第4条、第5条でずっと書かれてありますけれども、でも補修費、拡張費、こういうのは普通一般企業、公会計、企業会計というのは当たり前なんですけれども、こういうのを説明するまでもなく、減価償却を積み立てるんですよ。そしてその中から一般的にですよ、そして積み立てて修繕費とか充てていく。

ところが、この道の駅というのは家主は市役所ですから、貸しているわけですよ、家賃も取らずにですよ。600万円還元させるとか、道の駅季楽里から還元させる600万円。600万円じゃ済まないですよ、毎月これは減価償却、計算を私したことがあるんですけど、だいたい230万円の減価償却、毎月出ます。そうすると、年間2,800万円になるんですよ、減価償却は。そうすると、それを普通企業では2,800万円が家賃に変わるわけです。修繕費とはまた別に積み立てていくという、減価償却が余ってきますから、そういうような会計になってくるんですけど、ただ600万円もらったやつを積み立てるといふ、年間600万円来たところで、12で割って50万円ですよ。50万円。あんなの50万円で済まないですよ、実際。全ての備品から何から何までみんなそろえたわけでしょう、市役所が。

そうすると、これはやり直さないといけないと思いますよ。家賃をもらうべきだと思います。基本的に。こういう積み立てなんかやめてですよ。本来普通のこと。でないと、株式会社季楽里の意味がない。今やっていることが何か、課長、言ってあげましょうか。このやっているこのやり方というのは、支店ですよ、市役所の。支店。役所の経営ですよ。じゃないでしょう。株式会社とは法人税を全部払うわけでしょう。きちっとした独立採算、これは誰が、もうぐちゃぐちゃになっているんですよ。これは整理していただきたいと思います。も

うちちょっと会計というのを。

だから、私、自分の一般質問でやりますけれども、新会計基準、これについて次回財政課長に言いますけれども、今回はこれで終わりにしますけれども、なぜそれをやるかということを考えていただきたい。こういうちょっと、はっきり言って何か八百長みたいな感じがします。こういう600万円余ったからもらった。はい、それで済む。済ます。とんでもない話よ。税金で建ててやってもうけて、そしたら季楽里はボーナスまで出す。何で私たちがこれ建てた税金で払っているやつがボーナス出さないといけない。株式会社ですよ、何で私たちがボーナスを出さないといけないというような話になっちゃうんですよ。ここら辺の会計は、こういう基金なんかもうやめていただきたい。もうきっちりと、会計計算して、もらうものはもらう。そして、会計をはっきりさせる、線引きするということをやっていただきたい。こういう曖昧なことは説得力がありません。企業を経営していない人は分かりづらいかも分からないですけれども、世の中の人、一般の市民は経営者が多いですよ。こんなやり方通用しませんよ。納得しませんよ。そういうことで、もうこれでいいです。

以上です。回答もありません。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第14号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第14号、和解及び損害賠償の額を定めることについてであります
が、具体的な事故の状況について詳細にお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） それでは、お答えします。

補足説明と若干かぶるところがあるかもしれませんが、ご了承願いたいと思います。

時系列的に申し上げますと、去る平成30年7月9日、午前8時5分ごろ、保険年金課職員が郵便物発送のために行政改革推進課所有の公用車を借り上げて市役所を出発いたしました。午前8時20分ごろ、干潟郵便局へ進入する際、干潟中方面ですか、干潟八万石方面の坂の交差点を下って左折して、直進してくる大網白里市在住の方が運転する車両を見落とし、右折したため、衝突し、破損させてしまいました。あと、相手方にけがのないことを確認した後、8時25分に警察に、また8時27分に所属の保険年金課のほうに連絡が入っております。さらに、警察官到着後、状況を確認し、その後干潟郵便局駐車場に車のほうを移動させました。

郵便物につきましては、他の保険年金課職員が受け取りまして、干潟郵便局へ発送のほうを依頼しております。

今回の賠償額は、相手方の修理代及びレッカー代の金額と、事故の責任割合が確定したことによる151万2,003円について、損害保険金として全国市有物件災害共済より支払われるものでございます。過失割合につきましては、9対1でございまして、市側が9の過失ということとなります。

また、所属長としましては、本人帰庁後すぐに面談を行いまして、運転について慎重かつ十分注意するよう申し添えたところでございます。ご心配とご迷惑をおかけいたしまして、誠に申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ここ近年だいぶ事故が多いようですが、その中で市はどのぐらい保険金ですか、保険の掛金を払っているのか、もし分かればお尋ねします。

それと同時に、そういう事故金額ですか、これも分かればお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） 誠に申し訳ございません。保険のほうを担当しているのが私ども行政改革推進課なんですけれども、今手元にその保険料の総金額、それから損害金の年間どのくらい出ているかということにつきましては、手元に資料がございませんので、後ほど報告させていただきます。

○議長（島田和雄） よろしいですか。

高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第14号の質疑を終わります。

議案第15号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

以上で、議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第15号直接審議（先議）

○議長（島田和雄） おはかりいたします。議案第15号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第15号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第15号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第15号は同意することに決しました。

◎日程第2 決算審査特別委員会設置

○議長（島田和雄） 日程第2、決算審査特別委員会設置。

おはかりいたします。議案第1号から議案第8号までの8議案については、決算認定の議案であります。各常任委員会から3名ずつ委員を選出し、9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎日程第3 決算審査特別委員会委員の選任

○議長（島田和雄） 日程第3、決算審査特別委員会委員の選任。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任したいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任することになりました。

これより決算審査特別委員会委員を指名いたします。

総務常任委員会より、宮澤芳雄議員、米本弥一郎議員、遠藤保明議員。

文教福祉常任委員会より、飯嶋正利議員、高橋秀典議員、有田恵子議員。

建設経済常任委員会より、宮内保議員、林晴道議員、高木寛議員。

以上の9名を指名いたします。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

◎日程第4 決算審査特別委員会議案付託

○議長（島田和雄） 日程第4、決算審査特別委員会議案付託。

議案第1号から議案第8号までの8議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、18日までに審査を終了されますようお願いいたします。

この後、決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長を選出していただき、その結果を議長まで報告願います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時45分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

○議長（島田和雄） 日程第5、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告。

決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。

委員長に宮澤芳雄議員、副委員長に飯嶋正利議員。

以上のとおりであります。

◎日程第 6 常任委員会議案付託

○議長（島田和雄） 日程第 6、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第 9 号から議案第 14 号までの 6 議案をお手元に配付してあります付託議案分担表のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、21 日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（島田和雄） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は 10 日定刻より開会いたします。

大変お疲れさまでございました。

散会 午後 3 時 46 分